

あんしん家族 (個人型用)

生活総合保険特約付普通傷害保険

ご契約のしおり 普通保険約款および特約集

ご契約のしおり 目次

■お願いとお知らせ	1
保険契約申込書・告知事項のご記入	1
ご契約後にご通知いただく事項	1
クーリングオフ（契約の申込みの撤回等）	1
代理店の役割	1
個人情報の取扱い	1
保険会社が破綻した場合の取扱い	2
契約内容登録制度	3
共同保険	3
■主な保険用語のご説明	4
■商品構成	5
1.約款構成	5
2.被保険者（補償の対象となる方）の範囲	5
■ケガに対する補償（普通保険約款）の商品内容	6
1.保険金をお支払いする場合	6
2.お支払いする保険金	6
3.保険金をお支払いできない場合	7
4.主な特約の概要	7
■住宅内生活用動産補償条項の商品内容	9
1.保険金をお支払いする場合	9
2.お支払いする保険金	9
3.保険金をお支払いできない場合	9
4.主な特約の概要	9
■携行品損害補償条項の商品内容	11
1.保険金をお支払いする場合	11
2.お支払いする保険金	11
3.保険金をお支払いできない場合	11
4.主な特約の概要	11
■個人賠償責任補償条項の商品内容	12
1.保険金をお支払いする場合	12
2.お支払いする保険金	12
3.保険金をお支払いできない場合	12
4.主な特約の概要	12
■借用物・受託物賠償責任補償条項の商品内容	14
1.保険金をお支払いする場合	14
2.お支払いする保険金	14
3.保険金をお支払いできない場合	14
4.主な特約の概要	15
■借家人賠償責任補償条項の商品内容	16
1.保険金をお支払いする場合	16
2.お支払いする保険金	16
3.保険金をお支払いできない場合	16
4.主な特約の概要	16

次頁に続く

ご契約のしおり 目次

■修理費用補償条項の商品内容	17	■ご契約に際して	25
1. 保険金をお支払いする場合	17	1. ご契約時にご注意いただきたいこと	25
2. お支払いする保険金	17	2. 告知義務	26
3. 保険金をお支払いできない場合	17	3. 死亡保険金受取人	26
4. 主な特約の概要	17	4. ご契約が無効・取消しとなる場合	27
■ホームヘルパー費用補償条項の商品内容	18	■ご契約後について	28
1. 保険金をお支払いする場合	18	1. ご契約後にご通知いただく事項	28
2. お支払いする保険金	18	2. 収戻金等	28
3. 保険金をお支払いできない場合	18	3. 重大事由によるご契約の解除	29
4. 主な特約の概要	18	4. 被保険者(ご本人)からのご契約の解約	29
■キャンセル費用補償条項の商品内容	19	■事故が発生したときのお手続き	30
1. 保険金をお支払いする場合	19	1. 事故の通知	30
2. お支払いする保険金	19	2. 保険金請求のお手続き	30
3. 保険金をお支払いできない場合	19	3. 保険金の代理請求制度	32
4. 主な特約の概要	19		
■ホールインワン・アルバトロス費用 補償条項の商品内容	20		
1. 保険金をお支払いする場合	20		
2. お支払いする保険金	20		
3. 保険金をお支払いできない場合	20		
4. 主な特約の概要	20		
■救援者費用等補償条項の商品内容	21		
1. 保険金をお支払いする場合	21		
2. お支払いする保険金	21		
3. 保険金をお支払いできない場合	22		
4. 主な特約の概要	22		
■ご契約の前に	23		
1. 保険金額の設定	23		
2. 保険期間	23		
3. 保険料とその払込方法	23		
4. 分割払保険料の払込期日等	24		

お願いとお知らせ

- このたびは、『あんしん家族』(普通傷害保険に生活総合保険特約をセットした商品)のお申込みをご検討いただきましてありがとうございます。この「ご契約のしおり」は、ご契約に関する大切なことなどを記載したものです。必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ、お申込みくださいますようお願いいたします。
- また、この「ご契約のしおり」と併せて、巻末「普通保険約款および特約集」も必ずお読みくださいますようお願いいたします。
- ご不明な点がございましたら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- なお、この「ご契約のしおり」は、ご契約後も保険証券とともに大切に保管くださいますようお願いいたします。

保険契約申込書・告知事項のご記入

ご契約の前に、保険契約申込書・告知事項に記載されていることに間違いないかを、ぜひご確認ください。お申し出いただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。必ず25ページ「ご契約に際して」で詳細をご確認ください。

ご契約後にご通知いただく事項

ご契約後に、ご契約内容に所定の変更が生じる場合、取扱代理店または当社へのご通知が必要となります。必ず28ページ「ご契約後について」で詳細をご確認ください。

クーリングオフ（契約の申込みの撤回等）

この保険は、保険期間（保険のご契約期間）が1年以下のご契約となりますので、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

代理店の役割

○当社の取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、次の代理業務を行っています。したがいまして、当社の取扱代理店とご契約を締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

【代理店の代理業務】

- ・保険契約の締結
- ・保険料の領収
- ・保険料領収証の交付
- ・ご契約内容に変更が生じる場合におけるご通知の受領
- ・事故が発生した場合におけるご通知の受領
- など

○取扱代理店は、ご契約者の皆さまのご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご利用いただけますようよろしくお願いいたします。

個人情報の取扱い

本契約をお申込みの際は、以下の事項にご同意のうえお申込みください。お客さまからお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます。）および保険商品のご提案に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供等に利用することができます。また、下記①から⑥の利用・提供等を行なうことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

- ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、当社の取扱代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- ③商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先企業等と共同利用する場合
- ④保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等の間で共同利用する場合（保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等の間で共同利用する場合を含みます。）
- ⑤保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
- ⑥再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を国内外の再保険会社等に提供する場合

※当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社のホームページ（<https://www.secom-sonpo.co.jp/>）を

ご覧ください。

保険会社が破綻した場合の取扱い

○引受保険会社の経営が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、保険金、満期返戻金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、この保険は補償対象となります。ただし、全額補償されるものではなく、保険期間によってそれぞれ下表のとおり補償されます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○損害保険契約者保護機構は、保険業法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された法人であり、経営破綻した損害保険会社の保険契約者等を保護し、もって保険事業に対する信頼を維持することを目的としてあります。なお、詳細につきましては、損害保険契約者保護機構のホームページ(<http://www.sonpohogo.or.jp/>)をご覧いただくな、当社までお問い合わせください。

【損害保険契約者保護機構の仕組み】

対象契約	保険金支払	満期返戻金・解約返戻金など
自賠責保険、家計地震保険	補償割合 100 %	
自動車保険		
下記以外の損害保険 契約者が個人等	その他の損害保険 火災保険、賠償責任保険、盗難保険、動産総合保険、信用保険、運送保険、満期戻総合保険など	破綻後 3か月間は保険金を全額支払(補償割合 100 %) 3か月経過後は補償割合 80 %
短期傷害保険(*1)・海外旅行傷害保険		
疾病・傷害に関する保険	その他の疾病・傷害保険 上記以外の傷害保険(積立型を含む)、所得補償保険、医療費用保険、ガン治療費用保険など	補償割合 90 % (*2) 補償割合 90 % (*2) 積立型保険の場合は積立部分は 80 %

(*1)「短期傷害保険」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。

(*2)「高予定利率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引き下げられます。「高予定利率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定利率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率(2006年4月時点で3%)を常に超えていた保険契約をいいます。保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります。

契約内容登録制度

○損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しています。

○死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等の保険金およびこれらと同様の内容を有する保険金をお支払いする保険契約をお引受けした場合、損害保険会社からの連絡により、一般社団法人日本損害保険協会に保険契約に関する事項が登録されます。各損害保険会社は、その後、その保険契約について保険金額の増額等の異動手続きが行われた場合または同じ被保険者（ご本人）について新たな保険契約を締結した場合もしくはその死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等の請求があった場合には、登録内容を保険契約の存続またはこれらの保険金のお支払いの参考とさせていただきます。

○各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を保険契約の存続およびこれらの保険金のお支払いの参考とする以外に用いることはありません。また、一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、本制度により知り得た内容を他に公開いたしません。ただし、犯罪捜査等にあたる公的機関からの要請を受けた場合のその公的機関への開示を除きます。

なお、登録内容については、当社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。照会できる方は、保険契約者または被保険者（ご本人）に限るとともに、照会できる内容はそのご本人に関する情報のみとなります。

共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。当社は、幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っています。

主な保険用語のご説明

用語	ご説明
保険約款 (普通保険約款・特約)	保険契約の内容を定めたものです。ご契約者の保険料支払や通知義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて定められています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を追加(補充)・変更・削除(排除)する「特約」とがあります。
傷害(ケガ)	この保険において、『急激かつ偶然な外来の事故』によってその身体に被った傷害(ケガ)をいい、事故発生時において満23歳未満の方については、日射病または熱射病(日射または熱射による身体の障害)を傷害に含むものとします。詳しくは、6ページ「1.保険金をお支払いする場合」を参照ください。
保険契約者 (ご契約者)	自己の名前で保険会社に対し保険契約のお申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料を支払う義務を負います。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の基準となる額または保険金の限度額(補償限度額)をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。

用語	ご説明
保険金	補償の対象となる事故によりケガまたは損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。

商品構成

1 約款構成

この保険は、ケガに対する補償を定める普通傷害保険の普通保険約款に、その他の補償（携行品損害に対する補償、賠償責任損害に対する補償など）を定める生活総合保険特約をセットしてお引受けする商品構成（約款構成）となっております。

【商品構成（約款構成）】

ケガに対する補償（普通保険約款）（＊1）

死亡保険金
後遺障害保険金
入院保険金
手術保険金
通院保険金

その他の補償（生活総合保険特約）（＊2）

第1章 住宅内生活用動産補償条項
第2章 携行品損害補償条項
第3章 個人賠償責任補償条項
第4章 借用物・受託物賠償責任補償条項
第5章 借家人賠償責任補償条項
第6章 修理費用補償条項（＊3）
第7章 ホームヘルパー費用補償条項
第8章 キャンセル費用補償条項
第9章 ホールインワン・アルバトロス費用補償条項
第10章 救援者費用等補償条項

（＊1）必ず選択していただきます。

（＊2）第3章個人賠償責任補償条項または第6章修理費用補償条項以外の補償を必ず1つ以上選択していただきます。

（＊3）必ず第5章借家人賠償責任補償条項とセットで選択していただきます。

2 被保険者（補償の対象となる方）の範囲

○普通保険約款および生活総合保険特約の各補償条項の被保険者は、次の方々となります。

	ご本人 (＊1)	ご本人 (＊1) の配偶者	ご家族 (＊2)
普通保険約款（ケガに対する補償）	○	—	—
第1章 住宅内生活用動産補償条項	○	○	○
第2章 携行品損害補償条項	○	○	○
第3章 個人賠償責任補償条項	○（＊5）	○（＊5）	○（＊5）
第4章 借用物・受託物賠償責任補償条項	○（＊5）	○（＊5）	○（＊5）
第5章 借家人賠償責任補償条項 (＊6)	○（＊5） (＊6)	—	—
第6章 修理費用補償条項	○（＊6）	—	—
第7章 ホームヘルパー費用補償条項	○	—	—
第8章 キャンセル費用補償条項	○	—	—
第9章 ホールインワン・アルバトロス費用補償条項	○（＊7）	—	—
第10章 救援者費用等補償条項	○	—	—

（注）ご本人（＊1）または配偶者との関係性は、ケガ、損害の原因となった事故発生時におけるものとなります。

（＊1）保険契約申込書・保険証券の被保険者（本人）欄に記載された方となります。

（＊2）ご本人（＊1）またはその配偶者の「同居の親族（＊3）」「別居の未婚（＊4）のお子さま」をいいます。

（＊3）6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

（＊4）これまでに婚姻歴のないことをいいます。

（＊5）幼児など法律上の賠償責任を負わない方（責任無能力者等）の場合は、その監督義務者等を含みます。

（＊6）借用戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。

（＊7）ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方に限ります。

○その他の各特約における被保険者（その他の各特約の補償の対象となる方）は、普通保険約款および生活総合保険特約の各補償条項の被保険者と異なる場合があります。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の各特約における被保険者の範囲に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ケガに対する補償（普通保険約款）の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガ（＊）をされた場合に保険金をお支払いします。

（＊）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。（したがって、O-157等の病原性大腸菌やノロウイルスは、保険金をお支払いていません。）

【急激、偶然、外来とは】

- ・「急激」とは、突然に発生することを意味します。ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。
- ・「偶然」とは、予知されない「原因の発生が偶然」または「原因は偶然ではないが、結果の発生が偶然」である出来事をいいます。
- ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

○詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の普通保険約款における保険金を支払う場合に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2 お支払いする保険金

普通保険約款では、事故により被保険者がケガをした場合に次の保険金をお支払いします。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の普通保険約款における保険金の支払に関する規定をご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
普通保険約款でお支払いする保険金（ケガに対する補償）	死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。
	後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (例) 両眼が失明した場合···100% 片足をひざ関節から上で失った場合···69% 片手の小指を失った場合···10%
	入院保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。
	手術保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に次の①または②のいずれかの手術を受けられた場合に、入院中は入院保険金日額の10倍、入院中以外は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（＊1） ②先進医療に該当する手術（＊2）
	通院保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（＊3）された場合に、通院（＊3）の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院（＊3）に限り、90日を限度とします。なお、通院（＊3）

	<p>しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着した日数について通院したものとみなします。</p>	<p>いる場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（*）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。</p> <p>（＊）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p>○山岳登攀（＊）、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動中の事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>（＊）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。</p>
--	---	---

- （＊1）創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。
- （＊2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的としたもの、注射、点滴等の一部の診療行為を除きます。
- （＊3）往診を含み、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

3 保険金をお支払いできない場合

保険約款における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【普通保険約款に規定されている主な「保険金を支払わない場合】

○次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車、原動機付自転車運転中に生じた事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失。例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し、転倒したためにケガをされた場合なども保険金をお支払いできません。
- ・妊娠、出産、早産、外科的手術
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えて

4 主な特約の概要

ケガに対する補償（普通保険約款）にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）天災危険補償特約

普通保険約款に規定する「保険金をお支払いできない場合」のうち、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって生じたケガを補償する特約です。この特約をセットしていない場合には、「地震・噴火またはこれらによる津波」となんらかの因果関係があり、かつ、時を同じくして発生する随伴事故等によって生じたケガについても、保険金をお支払いできません。

【例】

地震が発生し、その地震の影響で道路に大きな陥没ができた。走行中の自動車がその陥没に転落し、自動車に搭乗中の被保険者（ご本人）がケガをした。

（2）特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

①特定感染症（＊1）に該当する腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）等を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金（＊2）をお支払いする特約です。

②特定感染症を発病し亡くなられた場合には、葬祭費用保険金（実費で300万円が限度）をお支払いします。ただし、補償が重複する他の保険契約等がある場合で、発生した葬祭費用に対して既に支払われた保険金または共済金があるときは、他の保険契約等がないときに当社がお支払いすべき金額を限度に、実際の葬祭費用の額から他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を差し引いた額をお支払いします。

③新規契約の場合には、保険開始日からその日を含めて10日以内

に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。

(＊1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類～三類感染症をいい、下表のとおりとなります。なお、特定感染症は、法令等により追加・削除される場合がありますので、ご注意ください。

【一類～三類感染症】

<一類感染症>

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

<二類感染症>

急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清亜型がH5N1またはH7N9に限る）

<三類感染症>

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含む）、腸チフス、パラチフス

(2025年6月1日現在)

(＊2) 死亡保険金および手術保険金はありませんので、ご注意ください。

(3) その他の特約

特約の種類	特約の概要
死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	普通保険約款の各種保険金のうち、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみをお支払いする特約です。
死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	普通保険約款の各種保険金のうち、死亡保険金および後遺障害保険金のみをお支払いする特約です。
就業中のみの危険補償特約	被保険者（ご本人）が職業・職種に従事している間（通勤途上を含みます。）のケガのみを補償する特約です。
就業中の危険補償対象外特約	被保険者（ご本人）の職業・職種に従事している間を除く、すなわち私生活中（通勤途上を含みます。）のケガのみを補償する特約です。
保険料分割払特約（一般）	保険料を分割して払い込む場合にセットする特約です。24ページ「4. 分割払保険料の払込期日等」をご参照ください。

住宅内生活用動産補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

火災、水災、盗難、破損・汚損等の偶然な事故により、生活用動産（＊）が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

（＊）生活用動産とは、日本国内における被保険者の居住用住宅建物内に所在する被保険者が所有する家財をいい、次のものは生活用動産に含みません。

【生活用動産に含まれないもの】

通貨・預貯金証書（通帳、キャッシュカード等）（＊）、有価証券、定期券、クレジットカード、眼鏡、コンタクトレンズ、ウインドサーフィン、スキーバダイビング用具、船舶、自動車、原動機付自転車、動植物、携帯電話、ノートパソコン

など

（＊）盗難に限っては生活用動産に含みます。

2 お支払いする保険金

○生活用動産の再調達価額（同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。）を基準に算定した損害額（＊1）（＊2）（＊3）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金としてお支払いします（＊4）。

（＊1）貴金属、宝石、書画、骨董、その他美術品で1個・1組の価額が30万円を超えるものは、30万円が限度となります。

（＊2）通貨の盗難は20万円、預貯金証書の盗難は200万円または保険金額のいずれか低い額を限度として損害額を決定します。

（＊3）損害の発生または拡大の防止に要した費用で当社が必要または有益と認めた費用または他人からの損害賠償を受けることができる場合の権利の保全行使手続費用を含みます。

（＊4）生活用動産が水災により損害を被った場合に、その損害額が再調達価額の30%未満のときは、お支払いする保険金の算出方法が異なります（削減されます。）。

○保険期間（保険のご契約期間）を通じて保険金額（ご契約金額）が限度となります。

【水災により保険金が削減されるケース】

床上浸水を被った結果、再調達価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合

⇒生活用動産保険金額の10%（1事故につき、1敷地内ごとに200万円限度）をお支払いします。

床上浸水を被った結果、再調達価額の15%未満の損害が発生した場合

⇒生活用動産保険金額の5%（1事故につき、1敷地内ごとに100万円限度）をお支払いします。

3 保険金をお支払いできない場合

住宅内生活用動産補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【住宅内生活用動産補償条項に規定されている主な「保険金を支払わない場合】

- ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- 生活用動産の使用管理を委託された方・被保険者と生計を共にする親族の故意
- 生活用動産の自然の消耗、摩滅、劣化、腐蝕、変色、ねずみ食い、虫食い等
- 加工・修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣
- 電気的事故、機械的事故
- 紛失、置き忘れ
- 外観上の損傷（すり傷、搔き傷、塗料のはがれ等）で機能上支障のないもの
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- 核燃料物質またはその特性による事故

など

4 主な特約の概要

住宅内生活用動産補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）住宅内生活用動産費用保険金補償特約

住宅内生活用動産補償条項により損害保険金（＊）が支払われる場合に、次の費用保険金をお支払いする特約です。

費用保険金の種類	保険金をお支払いする場合
臨時費用保険金	損害保険金（＊）が支払われる事故によって生活用動産が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、損害保険金（＊）の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金（＊）が支払われる事故によって損害を受けた生活用動産の残存物の取片づけに必

	必要な費用（取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）に対して、損害保険金（＊）の10%に相当する額を限度として実費をお支払いします。
失火見舞費用保険金	生活用動産またはそれを収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発によって第三者の所有物に損壊が生じた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、1被災世帯あたり20万円をお支払いします。ただし、1回の事故につき、保険金額の20%に相当する額を限度とします。

(*) 住宅内生活用動産補償条項で支払われる保険金のうち、次の保険金を除いたものをいいます。

【損害保険金から除かれる保険金】

- 通貨・預貯金証書の盗難により支払われる保険金
- 水害により支払われる保険金
- 損害の発生または拡大の防止に要した費用で当社が必要または有益と認めた費用
- 他人からの損害賠償を受けることができる場合の権利の保全行使手続き費用

(2) 住宅内生活用動産補償対象外特約

住宅内生活用動産補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

携行品損害補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

火災、盗難、破損・汚損等の偶然な事故により、携行品（＊）が損害を被った場合に保険金をお支払いします。

（＊）携行品とは、被保険者の居住用住宅建物外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。ただし、次のものは携行品に含みません。

【携行品に含まれないもの】

預貯金証書（通帳、キャッシュカード等）、有価証券、定期券、クレジットカード、眼鏡、コンタクトレンズ、ウインドサーフィン、スキーパターン用具、船舶、自動車、原動機付自転車、自転車、動植物、携帯電話、ノートパソコン

など

2 お支払いする保険金

○携行品の再調達価額（同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。）を基準に算定した損害額（＊1）（＊2）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

（＊1）1個・1組・1対のものは各々10万円、乗車船券・宿泊券、通貨等は5万円が限度となります。

（＊2）損害の発生または拡大の防止に要した費用で当社が必要または有益と認めた費用または他人からの損害賠償を受けることができる場合の権利の保全行使手続費用を含みます。

○保険期間（保険のご契約期間）を通じて保険金額（ご契約金額）が限度となります。

3 保険金をお支払いできない場合

携行品損害補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【携行品損害補償条項に規定されている主な「保険金を支払わない場合】

- ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者と生計を共にする親族の故意
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- 酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車・原動機付自転車運転中に生じた事故

○携行品の自然の消耗、摩減、劣化、腐蝕、変色、ねずみ食い、虫食い等

○加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣

○電気的事故、機械的事故

○紛失、置き忘れ

○外観上の損傷（すり傷、搔き傷、塗料のはがれ等）で機能上支障のないもの

○地震・噴火またはこれらによる津波

○戦争、外国の武力行使、革命、暴動

○核燃料物質またはその特性による事故

など

4 主な特約の概要

携行品損害補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）携行品損害補償対象外特約

携行品損害補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

個人賠償責任補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

被保険者が、次に掲げる偶然な事故により、他人の身体を害したり、他人の財物を滅失、損傷または汚損したり、口頭・文書等により名誉毀損およびプライバシーを侵害した場合に、法律上の賠償責任を負担したときに被る損害に対して保険金をお支払いします。

【お支払い対象となる賠償事故】

- ご本人の居住用住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故
- 被保険者全員の日常生活に起因する偶然な事故

2 お支払いする保険金

○下表の左欄の賠償金・費用に対して、右欄の額を保険金としてお支払います。

賠償金・費用	お支払いする保険金
損害賠償金	被害者に対する賠償債務の弁済として支払うべき金額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額。ただし、1回の事故につき、保険金額（ご契約金額）を限度とします。
損害防止費用	損害の発生または拡大を防止するために要した費用のうち、必要または有益と認められる費用の額
求償権保全費用	他人から損害賠償を受けることができる場合における権利の保全行使手続のために必要な費用の額
緊急費用	応急手当・護送その他の緊急措置に要した費用の額
示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した示談交渉に要した費用の額
協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、これに協力するために被保険者が支出した費用の額
争訟費用（＊）	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した訴訟・仲裁・和解・調停に要した費用（弁護士報酬を含みます）の額

（＊）損害賠償金の額が保険金額を超える場合には、保険金額の損害賠償金に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

○被保険者に賠償責任がない場合でも、被害者の応急手当・護送等に要した費用について、あらかじめ当社の同意を得ていたものは、補償対象になります。

3 保険金をお支払いできない場合

個人賠償責任補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当する

ときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【個人賠償責任補償条項に規定されている主な「保険金を支払わない場合】

○次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者・被保険者の故意
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者の仕事上の（職務遂行に直接起因する）損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者が所有・使用・管理する他人の財物の滅失、損傷または汚損について、その財物の正当な権利者に対する損害賠償責任
- ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害賠償責任
- ・自動車・原動機付自転車・船舶・航空機・銃の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

など

4 主な特約の概要

個人賠償責任補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）個人賠償責任補償対象外特約

個人賠償責任補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

（2）賠償事故解決に関する特約

国内での示談交渉サービスに関する特約で、個人賠償責任補償条項を選択された場合に自動セットされます。

【示談交渉サービスについて】

- ・示談交渉サービスは、日本国内においてのみ行います。
- ・ご利用にあたっては、被保険者および相手方の同意が必要となります。
- ・個人賠償責任補償条項の対象となる事故に限ります。
- ・賠償責任額が明らかに個人賠償責任補償条項の保険金額を超える場合は対応できません。

(3) 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

他人の身体・財物の被害の有無によらず、電車等の運行不能を生じさせたことにより、法律上の賠償責任を負担したときにも補償する特約で、個人賠償責任補償条項を選択された場合に自動セットされます。

借用物・受託物賠償責任補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

被保険者が、他人からの借用物・受託物（＊）を滅失、汚損または損傷した場合または盗取された場合に、その借用物・受託物について正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担したときに被る損害に対して保険金をお支払いします。

（＊）借用物・受託物とは、被保険者が日本国内において、その物の正当な所有権利者から借用または受託し、日本国内および海外で使用・管理している動産をいいます。ただし、次のものは、借用物・受託物に含みません。また、不動産に付随して借用・受託され、かつ、不動産に備え付けられた動産は含みません。

【借用物・受託物に含まれないもの】

通貨、有価証券、預貯金証書（通帳、キャッシュカード等）、定期券、クレジットカード、貴金属、宝石、書画、骨董、美術品、眼鏡、コンタクトレンズ、ウインドサーフィン、スキーパーダイビング用具、船舶、自動車、原動機付自転車、動植物、携帯電話、ノートパソコン
など

2 お支払いする保険金

下表の左欄の賠償金・費用に対して、右欄の額を保険金としてお支払いします。

賠償金・費用	お支払いする保険金
損害賠償金	<p>○正当な所有権利者に対する賠償債務の弁済として支払うべき次の①または②の額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額。</p> <p>① 借用物・受託物の損壊を修理できない場合は盗取された場合は、次のア、またはイ、のいずれか低い額 ア、借用物・受託物の時価額に相当する損害賠償金 イ、借用物・受託物がレンタル用品の場合は、賃貸借契約に基づく損害賠償金</p> <p>② 借用物・受託物の損壊を修理できる場合は、次のア、またはイ、のいずれか低い額 ア、修理費に相当する損害賠償金 イ、借用物・受託物がレンタル用品の場合は、賃貸借契約に基づく損害賠償金</p> <p>○保険期間（保険のご契約期間）を通じて保険金額（ご契約金額）を限度とします。</p>

	○いかなる場合にも、借用物・受託物の時価額（損壊または盗取が生じた地および時における借用物・受託物の価額をいいます。）を超えないものとします。
損害防止費用	損害の発生または拡大を防止するために要した費用のうち、必要または有益と認められる費用の額
求償権保全費用	他人から損害賠償を受けることができる場合における権利の保全行使手続のために必要な費用の額
示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した示談交渉に要した費用の額
協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、これに協力するために被保険者が支出した費用の額
争訟費用（＊）	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます）の額

（＊）損害賠償金の額が保険金額を超える場合には、保険金額の損害賠償金に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

3 保険金をお支払いできない場合

借用物・受託物賠償責任補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

- 【借用物・受託物賠償責任補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】
- 次に掲げる事由による借用物・受託物の損壊または盗取について、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・ご契約者、被保険者の故意
 - ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができるおそれがある状態での自動車・原動機付自転車運転中に生じた事故
 - ・通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したこと・本来の用途以外の使用
 - ・借用物・受託物の自然の消耗、摩減、劣化、腐蝕、変色、ねずみ食い、虫食い等
 - ・電気的事故、機械的事故
 - ・紛失、置き忘れ

- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○次に掲げる間に、借用物・受託物が損壊した場合または盗取された場合には、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者のお仕事のために使用されている間
- ・被保険者以外の方に転貸されている間

など

○次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・借用物・受託物が正当な所有権利者に返還された後に発見された借用物・受託物の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

など

4 主な特約の概要

借用物・受託物賠償責任補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(1) 借用物・受託物賠償責任補償対象外特約

借用物・受託物賠償責任補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

借家人賠償責任補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内において、借用または使用する居住用の借用戸室を火災、破裂・爆発により滅失、汚損または損傷した場合に、借用戸室の貸主（転貸人を含みます。）に対して、法律上の損害賠償責任を負担したときに被る損害に対して保険金をお支払いします。

2 お支払いする保険金

下表の左欄の賠償金・費用に対して、右欄の額を保険金としてお支払いします。

賠償金・費用	お支払いする保険金
損害賠償金	借用戸室の貸主に対する賠償債務の弁済として支払うべき金額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額。ただし、1回の事故につき、保険金額（ご契約金額）を限度とします。
損害防止費用	損害の発生または拡大の防止に必要な費用のうち、必要または有益と認められる費用の額
求償権保全費用	他人から損害賠償を受けることができる場合における権利の保全行使手続のために必要な費用の額
示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した示談交渉に要した費用の額
協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、これに協力するために被保険者が支出した費用の額
争訟費用（＊）	損害賠償責任の解決について、被保険者が支出した訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます）の額

（＊）損害賠償金の額が保険金額を超える場合には、保険金額の損害賠償金に対する割合に応じて保険金をお支払いします。

3 保険金をお支払いできない場合

借家人賠償責任補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【借家人賠償責任補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

○次に掲げる事由によって借用戸室が損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者の故意
- ・被保険者の心神喪失
- ・借用戸室の増改築・取壊し等
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○次に掲げる損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・被保険者との借用戸室の貸主との間に特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

など

4 主な特約の概要

借家人賠償責任補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）借家人賠償責任補償対象外特約

借家人賠償責任補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

修理費用補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

○被保険者が、日本国内において、借用または使用する居住用の借用戸室に火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・衝突、水濡れ、台風、盗難等で損害が生じたことにより、被保険者がその借用戸室の貸主との賃貸借契約に基づき自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いします。

○火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合は保険金をお支払いできません。

2 お支払いする保険金

○損害発生直前の状態に復旧するために、被保険者が自己の費用で借用戸室を修理した額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

○1回の事故につき、保険金額（ご契約金額）を限度とします。

○借用戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げる費用は補償の対象となりません。したがいまして、小修理を行う費用を前提にしています。

【補償の対象とならない費用】

- ・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部の修理に要した費用
- ・玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室居住者が共同利用するものの修理に要した費用

3 保険金をお支払いできない場合

修理費用補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくなが、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【修理費用補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

- ・ご契約者、被保険者、借用戸室の貸主の故意・重大な過失・法令違反
- ・ご契約者、被保険者、借用戸室の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突または接触
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

4 主な特約の概要

修理費用補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただきながら、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(1) 修理費用補償対象外特約

修理費用補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

ホームヘルパー費用補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

○ご契約時にご指定された家事従事者が、偶然な事故によりケガをされ、家事（＊1）に従事することができなくなり、入院された場合に、被保険者（ご本人）の家庭においてホームヘルパー（＊2）を雇い入れたときに、被保険者（ご本人）が負担した費用に対して保険金をお支払いします。

（＊1）家事とは、一般的の家庭において日常的に行われる「炊事、掃除、洗濯、育児等」をいいます。

（＊2）ホームヘルパーとは、家事の世話をを行うことを職業とする方をいいます。

○家事従事者とは、被保険者（ご本人）の家庭において家事を主として行う方で、保険証券に記載された方をいいます。家事従事者は、次の方の中からご指定いただきます。

【ご指定いただける家事従事者の範囲】

- ①被保険者（ご本人）
 - ②被保険者（ご本人）の配偶者
 - ③被保険者（ご本人）またはその配偶者の同居の親族
 - ④被保険者（ご本人）またはその配偶者の別居の未婚の子
- （注）単身世帯の場合には、被保険者（ご本人）をご指定いただきます。

2 お支払いする保険金

○ホームヘルパーの雇入費用（ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。）から免責金額（自己負担額）を差し引いた額を保険金としてお支払いします。

○1回の事故につき、支払限度基礎日額×ホームヘルパー雇入日数（＊）の額を限度とします。

（＊）ホームヘルパー雇入日数は、対象入院期間中にホームヘルパーのサービスを受けた日数をいいます。

3 保険金をお支払いできない場合

ホームヘルパー費用補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【ホームヘルパー費用補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

○家事従事者が、次に掲げる事由によって生じた傷害（ケガ）を被つ

したことにより、被保険者（ご本人）がホームヘルパーの雇入費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者、家事従事者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができるないおそれがある状態での自動車・原動機付自転車運転中に生じた事故
- ・脳疾患・疾病・心神喪失（例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し、転倒したためにケガをされた場合などもお支払いできません。）
- ・妊娠・出産・早産・外科的手術
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

○家事従事者が、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（＊）のないものによる入院により、被保険者（ご本人）がホームヘルパーの雇入費用を負担したときには、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。

（＊）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

○家事従事者が偶然な事故によりケガをされた時に、家事を主として行っていたなかった場合には、保険金をお支払いできません。

○家事従事者が、山岳登攀（＊）、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動中の事故によってケガを被ったことにより、被保険者（ご本人）がホームヘルパーの雇入費用を負担した場合には、保険金をお支払いできません。

（＊）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

4 主な特約の概要

ホームヘルパー費用補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）ホームヘルパー費用補償対象外特約

ホームヘルパー費用補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

キャンセル費用補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

次に掲げるキャンセル事由により、被保険者（ご本人）が提供を受けられなくなった特定のサービス（＊1）について、被保険者（ご本人）または被保険者（ご本人）の法定相続人がキャンセル費用（＊2）を負担したときに、保険金をお支払いします。

【キャンセル事由】

被保険者（ご本人）、被保険者（ご本人）の配偶者または被保険者（ご本人）の1親等以内の親族が、亡くなられた場合またはケガや病気によって入院された場合

（＊1）業として有償で提供される次に掲げるものをいい、死亡の日または入院を開始した日から31日以内のサービスに限ります。ただし、被保険者（ご本人）の死亡の場合には、死亡の日以降のサービスとします。

【特定のサービス】

- ・国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ・旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ・航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ・宴会、パーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ・運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ・演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

（＊2）サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に発生する取消料、違約料その他の名目で契約に基づき払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

2 お支払いする保険金

○被保険者（ご本人）または被保険者（ご本人）の法定相続人が負担したキャンセル費用の額から自己負担額（＊）を差し引いた額を保険金としてお支払します。

（＊）自己負担額は、保険証券記載の免責金額またはそのキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額となります。

○保険期間（保険のご契約期間）を通じて保険金額（ご契約金額）が限度となります。

3 保険金をお支払いできない場合

キャンセル費用補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当す

るときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【キャンセル費用補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

○特定のサービスが、被保険者（ご本人）のお仕事（業務遂行）に関するものである場合には、保険金をお支払いできません。

○キャンセル事由が、次に掲げる事由によって生じた場合には、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができるおそれがある状態での自動車・原動機付自転車運転中に生じた事故
- ・妊娠・出産・早産による入院
- ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（原因のいかんを問いません。）
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争、外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故

など

4 主な特約の概要

キャンセル費用補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）キャンセル費用補償対象外特約

キャンセル費用補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

ホールインワン・アルバトロス費用補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

被保険者（ご本人）が、日本国内のゴルフ場（＊1）において、ゴルフ競技（＊2）中にホールインワンまたはアルバトロス（＊3）を達成した場合に、慣習として被保険者（ご本人）が負担する費用に対して保険金をお支払いします。

（＊1）ゴルフ場とは、ゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

（＊2）ゴルフ競技とは、そのゴルフ場のキャディを補助者として、他の同伴競技者とパー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。なお、キャディが同伴しない場合でも一定条件によってはお支払いの対象となる場合もあります。

（＊3）ホールインワンとは、各ホールの第1打によって、ボールが直接ホールに入ることをいい、アルバトロスとは、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホールに入ること（ホールインワンを除きます。）をいいます。

2 お支払いする保険金

○次の費用に対して保険金をお支払いします。

【補償対象となる費用】

- ・贈呈用記念品購入費用（貨紙幣、有価証券、商品券またはプリペイドカードの購入費用は除きます。ただし、達成を記念して特に作成したプリペイドカードは含みます。）
- ・祝賀会費用
- ・ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ・同伴キャディに対する祝儀
- ・慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に役立つ費用（保険金額の10%が限度）

○1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額（ご契約金額）が限度となります。

3 保険金をお支払いできない場合

被保険者（ご本人）が、次に掲げるホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者（ご本人）が被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【ホールインワン・アルバトロス費用補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

- ・被保険者（ご本人）がゴルフ場の経営者である場合で、その被保険者が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・被保険者（ご本人）がゴルフ場の使用人である場合で、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

4 主な特約の概要

ホールインワン・アルバトロス費用補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただぐか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）ホールインワン・アルバトロス費用補償対象外特約

ホールインワン・アルバトロス費用補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

救援者費用等補償条項の商品内容

1 保険金をお支払いする場合

被保険者（ご本人）が、日本国内または海外で生じた事故で、次に掲げる事由に該当したことにより、ご契約者、被保険者（ご本人）または被保険者（ご本人）の親族が負担した捜索救助費用等に対して保険金をお支払いします。

【救援者費用等の補償対象となる場合】

- ① 被保険者（ご本人）の居住用の住宅外において被ったケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または14日以上継続して入院した場合
- ② 被保険者（ご本人）が搭乗する航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ③ 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者（ご本人）の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態になったことが警察等の公的機関により確認された場合

2 お支払いする保険金

○次の費用に対して保険金をお支払いします。

費用	お支払いする保険金
捜索救助費用	遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
交通費	被保険者の捜索、救助もしくは移送、看護または事故処理を行うために現地（事故発生地または被保険者の収容地）へ赴く救援者（被保険者の親族等）の現地までの1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。
宿泊施設の客室料	現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の客室料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。
移送費用	死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院・診療所へ移転するために要した移転費をいいます。
諸雑費	救援者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費、電話料等通信費、被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等をいい、20万円を限度とします。ただし、日本国内において事故が発生したときは、3万円を限度とします。

○保険期間（保険のご契約期間）を通じて保険金額（ご契約金額）が限度となります。

3 保険金をお支払いできない場合

救援者費用等補償条項における保険金を支払わない場合の規定に該当するときは、保険金をお支払いすることはできません。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【救援者費用等補償条項に規定されている「保険金を支払わない場合】

○次に掲げる事由によって、救援者費用等の補償対象となったことにより発生した捜索救助費用等に対しては、保険金をお支払いできません。

- ・ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・酒気を帯びた状態、麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での自動車・原動機付自転車運転中に生じた事故
- ・脳疾患・疾病・心神喪失（例えば、歩行中に疾病により意識を喪失し、転倒したためにケガをされた場合などもお支払いできません。）
- ・妊娠・出産・外科的手術
- ・地震・噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・外国の武力行使、革命、暴動
- ・核燃料物質またはその特性による事故
- ・山岳登はん（*）、ハンググライダー搭乗、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動中の事故など

（*）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

○^{けい}頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（*）のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。

（*）理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

4 主な特約の概要

救援者費用等補償条項にセットできる主な特約およびその概要を記載しております。なお、実際にセットされる特約は保険契約申込書および保険証券に表示しています。詳しくは巻末「普通保険約款および特約集」の該当箇所でご確認いただくか、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（1）救援者費用等補償対象外特約

救援者費用等補償条項を選択しない場合にセットされる特約です。

ご契約の前に

ご契約条件をお決めいただくにあたり、ご契約金額、保険料およびその払込方法をご確認願います。

1 保険金額の設定

○保険金額の設定については、特に次の点にご注意ください。また実際の保険金額につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

①保険金額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適切な金額となるよう設定ください。

②次のいずれかに該当する場合（＊1）の死亡に関する保険金額は、被保険者ごとに他の保険契約等（＊2）と合算して、1,000万円が限度となります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

●満15歳未満の方を被保険者とする場合

●ご契約者と被保険者（ご本人）が異なるご契約で、被保険者（ご本人）の同意が確認できない場合

③入院保険金日額、通院保険金日額は、それぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限額が定められています。

（＊1）所定の団体契約を除きます。

（＊2）他の保険会社でのご契約、共済契約等を含みます。

○被保険者（ご本人）の年齢、お仕事の内容、他の保険契約等のご契約状況または過去の保険金の請求・受領歴等によっては、お引受けする保険金額を制限させていただくことや、ご契約をお引受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

2 保険期間

保険期間：原則1年間（＊1）

補償の開始：保険始期日の午後4時（＊2）

補償の終了：保険終期日の午後4時

生活総合保険特約の各補償条項は、既にご契約されている補償・特約等と補償が重複する場合、補償条項ごとに保険期間とは異なる補償の開始日を設定することが可能です。なお、補償の重複については、25ページ「1.ご契約時にご注意いただきたいこと」の「(1) 補償の重複について」を確認ください。

また、実際のご契約の保険期間につきましては、保険契約申込書をご確認ください。

（＊1）この保険の保険期間は、原則として1年間となりますが、1年以下の期間が可能な場合もあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（＊2）これと異なる時刻が保険契約申込書等に記載されている場合は、その時刻となります。

3 保険料とその払込方法

○保険料の決定について

保険料は、保険金額（ご契約金額）・保険期間（保険のご契約期間）・被保険者（ご本人）のお仕事の内容（お仕事中のケガを補償する場合のみ）・セットする特約の有無と種類等により決定されます。具体的な保険料につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際のご契約の保険料につきましては、保険契約申込書をご確認ください。

○保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、口座振替により払い込む口座振替方式と現金により払い込む直接集金方式、ご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払（保険期間1年の場合のみ）をご選択できます。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法、分割払の場合には分割回数により割増があります。

【払込方法と分割払の割増】

払込方法 (初回は直接 集金のみ)	分割払	割増率	一時払
口座振替方式	○ (12分割 11回払)	10 %	×
直接集金方式	○ (※団体契約の場 合のみ) 〔2分割2回払、 6分割6回払、 12分割12回払〕	(2分割) 3% (6分割) 5% (12分割) 10%	○

○：選択できます。 ×：選択できません。

○団体扱・集団扱について

お勤め先等と当社との間で集金事務の委託契約を取り交わしている場合には、お勤め先等を通じて集金する団体扱・集団扱でのご契約が可能な場合があります。詳細については、25ページ「1.ご契約時にご注意いただきたいこと」の「(4) 団体扱・集団扱について」を確認ください。

○保険料のお払込みと責任期間について

保険料（＊）は、一部の保険料の払込みを猶予する特約を付帯した場合を除いて、ご契約と同時に支払いください。保険期間が始まった後でも、取扱代理店または当社が保険料を領収する前に生じた事故によるケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

（＊）分割払の場合には、第1回目の分割払保険料をいいます。

○領収証について

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証が発行（＊）されますので、お確かめください。なお、ご契約の日から1か月を経過しても保険証券が届かないときは、当社までご照会ください。

（＊）保険料を振込みによりお支払いいただいた場合等は、保険料領収証の発行を省略する場合があります。また、団体扱・集団扱契約の場合、ご契約者の方には保険料領収証は発行しません。

4 分割払保険料の払込期日等

（1）払込期日について

第2回目以降の分割保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みいただきます。なお、口座振替方式の場合における第2回目の払込期日は、保険開始日の属する月の翌々月における金融機関所定の口座振替日となり、第3回目以降はその翌月以降毎月（順月）の口座振替日になります。

【例】

保険開始日：8月1日 ⇒ 第2回目の払込期日：10月26日
⇒ 第3回目の払込期日：11月26日
（中略）
⇒ 第11回目（最終回）の払込期日：
翌年の7月26日

（2）払込猶予期間について

第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過しても分割保険料の払込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。なお、上記（1）の【例】では、第2回目の分割保険料が、払込期日である10月26日の翌月末である11月30日を経過した後も払込みがなかった場合に、第2回目の分割保険料を払い込むべき払込期日の翌日（10月27日）以降に発生した事故については、保険金をお支払いできません。

（3）ご契約の解除について

第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過しても分割保険料の払込みがない場合、または2回連続して払込期日に分割保険料の払込みがない場合は、保険契約を解除することができますので、ご注意ください。

（4）死亡保険金をお支払いする場合

死亡保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払保険料を請求させていただく場合があります。

ご契約に際して

当社では、団体契約や包括契約を除き、保険契約をお申込みいただく際に、『ご契約内容確認書』により、ご契約内容（ご契約金額、保険のご契約期間、保険料、保険料の払込方法等）がお客様のご希望に沿っていることの最終確認をさせていただきます。お客様には大変お手数をおかけいたしますが、『ご契約内容確認書』へのご記入をお願いいたします。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

（1）補償の重複について

セットする補償条項等によっては、補償内容が同様の保険契約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償条項等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償条項等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

なお、新規にあんしん家族へのご加入をご検討されている場合には、補償が重複しないように、他にある保険契約の満期日からあんしん家族での補償を開始すること（責任開始日の設定）ができますので、ご検討ください。

（注）必要な補償が1契約のみで補償されている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなど、必要な補償がなくなることがあります。ご注意ください。

【特にご注意いただきたい補償・特約等】

<個人賠償責任補償>

他の保険契約等（他の傷害保険、火災保険、自動車保険等）において、補償範囲が同じで保険金額が無制限の賠償責任補償がある場合、さらに個人賠償責任補償をセットしても、補償に重複が生じることとなります。また、他の保険契約等の賠償責任補償の保険金額が無制限でない場合においては、補償の限度額は合算されて適用されますが、ご要望以上の補償（保険料負担）となってしまうことがあります。なお、1つの保険契約等に補償をまとめられた方が、お支払いただく保険料が安くなる場合がありますので、ご確認ください。

<ホールインワン・アルバトロス費用補償>

他の保険契約等（ゴルフ保険等）において、同種の補償がある場合、補償の限度額はそれらのうち最も高い保険金額が上限となりますので、さらにホールインワン・アルバトロス費用補償をセットされても、最も高い保険金額のご契約以外のご契約は、補償に重複が生じることとなります。

（2）保険契約申込書に署名押印または記名押印をされる前に必ずご確認いただきたい事項について

①保険契約申込書等に記載されていることに間違いがないか確認してください。

②ご契約の際、必要書類（保険契約申込書・預金口座振替依頼書等）に不備があるときは、その不備をご契約者等に訂正していただくために、必要書類を返送する場合がありますので、必要書類の記入、訂正、押印は正確にお願いいたします。なお、その不備の訂正に日数がかかる場合には、あらためてご契約のお申し込み手続きをしていただくことがありますので、ご了承ください。

（3）家事従事者について（ホームヘルパー費用補償条項）

ホームヘルパー費用補償条項（生活総合保険特約）を選択された場合にご指定いただく家事従事者は、必ず被保険者（ご本人）のご家庭において家事を主として行っている方としてください。事故が発生した際に、ご指定された家事従事者がそのとき家事を主として行っていた場合は、保険金をお支払いできません。また、ご指定いただける家事従事者の範囲については、18ページ「1. 保険金をお支払いする場合」の「【ご指定いただける家事従事者の範囲】」をご確認ください。

（4）団体扱・集団扱について

お勤め先等と当社との間で集金事務の委託契約を取り交わしている場合には、団体扱・集団扱でのご契約も可能です。ただし、ご契約いただけるのは、ご契約者、被保険者がそれぞれ下表に該当する場合のみとなります。ご契約の際は、該当することをご確認のうえ、保険契約申込書の所定の確認欄に「○」を付してください。

区分	団体扱	集団扱
ご契約者	団体の構成員（＊）	集団（＊）またはその構成企業の役員・従業員
被保険者	・ご契約者またはその配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	

（＊）企業や官公庁等の組織を、その様態により団体または集団といいます。また、「団体の構成員」とは「団体に勤務し、毎月給与の支払いを受けている方」等をいいますが、団体によっては系列会社の従業員や団体の退職者を含められる場合があります。なお、団体・集団および構成員の範囲については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

2 告知義務

(1) 契約締結における注意事項(保険契約申込書等の記入上の注意事項)
ご契約者、被保険者（ご本人）には、ご契約時において、当社が保険契約申込書等で告知を求める◆印の事項（告知事項）について、事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。◆印の事項について、ご契約者または被保険者（ご本人）の故意または重大な過失により、告知いただかなかった場合や、告知した内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度ご確認ください。

【告知事項】(保険契約申込書等における◆印の事項)

- ◆被保険者（ご本人）のお仕事の内容
- ◆被保険者（ご本人）の生年月日
- ◆住宅の用法（住宅内生活用動産補償をご選択の場合）(* 1)
- ◆同一の被保険者に対する他の保険契約等（* 2）の有無
- ◆過去3年以内の傷害保険金（5万円以上）の請求または受領の有無

(* 1) 被保険者の住まいが、住居専用建物であるか否かを、さらに住居専用建物以外の場合には、その用途（お仕事または作業内容）を必ずご記入ください。記載事項が事実と違っている場合は、ご契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。また、被保険者の住まいが住居専用建物以外の場合には、第1章住宅内生活用動産補償条項をお引受けできないことがありますので、ご注意ください。

(* 2) 他の保険契約等とは、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険、積立型の傷害保険等の身体のケガに対して、保険金が支払われる保険契約や、火災保険（家財）、ゴルフ保険等のその他の補償に対して同種の補償を行う保険契約をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

(2) 告知に関する重要事項（保険契約申込書等の告知事項について）
告知にあたって特にご理解・ご認識いただきたい重要事項についてご説明します。十分ご確認のうえ、保険契約申込書等にご記入ください。

【告知事項について】

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。
告知書の質問は、保険の公平な引受判断のための重要な事項です。保険の公平性を保つため、被保険者には、当社からの質問に対し、事実を告知していただく義務（告知義務）があります。告知書には、必ず被保険者ご本人が、ありのままを正確に漏れなくご記入ください。
- 当社社員や代理店等に口頭でお話しされても告知をしていただいたことにはなりません。必ず保険契約申込書等にご記入ください。
- 告知内容によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。お引受けの判断は、当社の基準によります。
- ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、当社または当社から受託した者が告知内容やお申込み時の健康状態について医療機関等に確認させていただく場合があります。（この場合、保険金のお支払いまでお時間をいただく場合があります。）
- 告知事項に必要事項が記載されていなかったり、記入内容（告知内容）が事実と異なっている場合、当社はご契約を解除するがあります。保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いできない場合があります。ただし、保険金支払事由と解除の原因となった事実との因果関係によっては、保険金をお支払いする場合があります。

3 死亡保険金受取人

(1) ご契約締結時の死亡保険金受取人の指定

- ①死亡保険金受取人を特定の方に定めなかった場合は、被保険者（ご本人）の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- ②死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合は、必ず被保険者（ご本人）の同意を得てください。同意のないままご契約をされた場合には、ご契約が無効となりますのでご注意ください。なお、被保険者（ご本人）の配偶者および血族2親等以外の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必要書類（印鑑証明書、本人確認書等）をお取付けいただくことがありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(2) ご契約締結後の死亡保険金受取人の変更

- ①保険契約締結後から被保険者が死亡するまでは、ご契約者は、当社に対する通知をもって死亡保険金受取人の変更を行なうことができます。当社に変更の通知が到達した場合には、その変更はその通知を発した時から有効となります。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払っていた場合は、変更後の死亡保険金受取人からの請求に対しては、保険金をお支払いできません。
- ②保険契約締結後の死亡保険金受取人の変更は、ご契約者による法律上有効な遺言によっても行なうことができます。

③変更後の死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合は、必ず被保険者（ご本人）の同意を得てください。同意のないまま変更されてもその変更是効力を生じませんのでご注意ください。なお、被保険者（ご本人）の配偶者および血族2親等以外の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必要書類（印鑑証明書、本人確認書等）をお取付けいただくことがありますので、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4 ご契約が無効・取消しとなる場合

（1）ご契約が無効となる場合

ご契約の際に次の事項がある場合は、保険契約の締結の効力が生じなかったもの（無効）として取り扱います。

【ご契約が無効となる場合】

- ①被保険者（ご本人）の同意を得ないまま、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定めるご契約をされた場合。この場合、既に払込みいただいた保険料は全額返還します。
- ②ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結した場合。ただし、この場合、既に払込みいただいた保険料は一切返還しません。
- ③死亡保険金受取人の定めの有無にかかわらず、死亡補償のみのご契約（死亡保険金のみの支払特約をセットしたご契約をいいます。）の場合で被保険者（ご本人）の同意が無い場合。この場合、既に払込みいただいた保険料は全額返還します。

（2）ご契約が取消しとなる場合

ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によってご契約を締結された場合は、このご契約を取り消すことがあります（取消しとなった場合には、既に払込みいただいた保険料は返還しません。）。

ご契約後について

1 ご契約後にご通知いただく事項

(1) ご契約内容に変更が生じる場合

ご契約後に、次の事項が生じる場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知願います。

①被保険者（ご本人）のお仕事を変更される場合

被保険者（ご本人）のお仕事に関する次の事項が生じる場合にご通知いただかないと、変更の後に生じた事故によるケガ等については、保険金を削減してお支払いすることができます。なお、変更後のご職業によっては、追加保険料を請求する場合があります。また、特にケガをされる危険が高いと思われるご職業（プロボクサー、プロレスラー、力士等）については、補償内容を変更する場合があります。

【通知していただく事項】

- お仕事の内容が変わる場合
- 新たにお仕事を始める場合
- お仕事をやめる場合

②ご契約者の住所などを変更される場合

ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

③家事従事者（＊）が変わる場合（ホームヘルパー費用補償条項）

ホームヘルパー費用補償条項（生活総合保険特約）を選択されている場合は、ご通知が必要です。ご通知がないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできない場合があります。

④団体または集団を脱退する場合（団体扱・集団扱契約）

団体扱・集団扱でご契約の場合、ご契約後に、ご契約者が25ページ「1. ご契約時にご注意いただきたいこと」の「(4) 団体扱・集団扱について」の範囲に該当しなくなるときは、取扱代理店または当社にご通知ください。

(＊) ご契約時にご指定いただいた家事従事者をいいます。詳しくは、25ページ「1. ご契約時にご注意いただきたいこと」の「(3) 家事従事者について（ホームヘルパー費用補償条項）」をご確認ください。

(2) ご契約を解約（解除）される場合

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。また、解約条件によって解約返戻金を返還できる場合がありますので、28ページ「2. 返戻金等」もご参照ください。

(3) 被保険者（ご本人）が死亡された場合（ご契約の失効）

ご契約後に、被保険者（ご本人）が死亡された場合、ご契約は効力を失います（失効）が、死亡事由によって解約返戻金を返還できる場合がありますので、必ず取扱代理店または当社までご通知ください。また、28ページ「2. 返戻金等」もご参照ください。

2 返戻金等

(1) 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(2) 解約返戻金の有無

ご契約を解約（解除）される場合には、取扱代理店または当社にご通知ください。解約条件によっては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還できる場合があります。ただし、多くの場合で解約返戻金は未経過期間分の保険料よりも少なくなりますので、ご注意ください。また、分割払において、既に払込みいただいた保険料が経過期間分の保険料に満たない場合は、その差額を未払込保険料として請求させていただく場合があります。

(3) その他

①ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約を締結したことにより保険契約が無効となった場合、既に払込みいただいた保険料は返還しません。

②所定の払込期日までに保険料が払い込まれないことにより契約が失効となった場合、既に払込みいただいた保険料は返還しません。

③被保険者が死亡されたことにより契約が失効となった場合、既に払込みいただいた保険料の取扱いにつきましては、次のとおりとなります。

【被保険者死亡によるご契約の失効】

- ・このご契約で死亡保険金をお支払いしない事由で死亡された場合 保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。
- ・このご契約で死亡保険金をお支払いした場合 既に払込みいただいた保険料は返還しません。

3 重大事由によるご契約の解除

ご契約後に、次のことがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ①当社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②ご契約者等が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ④複数の保険契約に加入された結果、加入された契約全体でのご契約金額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

4 被保険者（ご本人）からのご契約の解約

被保険者（ご本人）がご契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときには、その被保険者（ご本人）は、ご契約者に対し（＊1）、このご契約（＊2）を解約することを求めることができます。

この場合において、ご契約者は当社に対する通知をもって、このご契約を解約していただく必要がございます。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【被保険者が解約することを求めることができる場合】

- ①被保険者（ご本人）が、このご契約の被保険者（ご本人）となることについて、同意をしていない場合
- ②次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、このご契約に基づく保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、このご契約に基づく保険金のご請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ご契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②～④の場合と同程度に被保険者（ご本人）のこれらの方に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ご契約者と被保険者（ご本人）との間の親族関係の終了その他の事由により、ご契約の被保険者（ご本人）となることについて同意をしていた事情に著しい変更があった場合

（＊1）①に該当する場合は、その被保険者（ご本人）は、当社に対する直接の通知をもって、このご契約を解約することができます。その際、このご契約の被保険者（ご本人）であることを証明していただく資料等をご提示いただきます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

（＊2）解約できる範囲は、その被保険者に係る部分に限ります。

事故が発生したときのお手続き

1 事故の通知

事故が発生した場合には、次の(1)(2)の場合の手続きを行ってください。

- (1) ケガに対する補償（普通保険約款）、住宅内生活用動産補償条項、携行品損害補償条項、ホームヘルパー費用補償条項、ホールインワン・アルバトロス費用補償条項、または救援者費用等補償条項（生活総合保険特約）の対象となる事故が発生した場合

事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に、事故の状況やその程度を取扱代理店または当社にご通知ください。

- (2) 個人賠償責任補償条項、借用物・受託品賠償責任補償条項、または借家人賠償責任補償条項の対象となる事故が発生した場合

①事故により、他人の身体の障害または財物（借用物・受託物、借用戸室を含みます。）の損壊が発生したことを知った場合には、事故発生の日時、場所、被害者（正当な所有権者、借用戸室の貸主を含みます。）の住所・氏名、事故の状況等を事故の発生の日から30日以内に、取扱代理店または当社にご通知ください。
また、他の保険契約等がある場合は遅滞なくご通知ください。
なお、損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合、または提起された場合は、遅滞なく当社にご通知ください。

②損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようお願いいたします。
当社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、法律上の損害賠償責任がないと認められる額については保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

正当な理由がなく、上記の(1)(2)の手続きを行わない場合または知っている事実を告げなかつたり、事実と異なることを告げたときは、それによって当社が被った損失の額を差し引いて保険金をお支払いすることができますので、ご注意ください。

電話で事故連絡

事故受付センター

0120-210-545(通話料無料)

受付時間：24時間・365日

*携帯電話からもご利用になれます。

ネットで事故連絡(二次元コード)



簡単にお手続き
いただけます。

2 保険金請求のお手続き

- (1) 事故のご通知をいただいた場合には、取扱代理店または当社から、保険金のご請求についてのご案内をいたします。なお、保険金のご請求にあたりましては、当社所定の書類をご提出いただきますので、詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

1. 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます。）

2. 当社所定の傷害・事故状況報告書

3. 被保険者、保険金受取人を確認する書類

・~~死亡~~被保険者の印鑑証明書

・~~死亡~~被保険者の戸籍謄本

・~~死亡~~死亡保険金受取人の印鑑証明書

・委任を証する書類および委任者・受任者の印鑑証明書（保険金請求を委任する場合）

・親権者等の念書（被保険者が未成年の場合）

4. ケガに関する保険金を請求する場合に必要となる書類

(1)事故の発生を確認する書類

- 書類の例
- ・公的機関が発行する事故証明書
 - ・鉄道会社等が発行する事故証明書
 - ・事故原因等の見解書、写真
 - ・~~死亡~~死亡診断書または死体検案書

(2)保険金の支払額の算出に必要な書類

- 書類の例
- ・医師の診断書
 - ・診療報酬明細書・領収書
 - ・施術証明書・施術費用明細書
 - ・~~入院~~・~~通院~~入院・通院日数を記載した証明書
 - ・~~後遺障害~~後遺障害診断書
 - ・レントゲン等の検査資料

(3)その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠

- 書類の例
- ・家族関係を確認するための住民票等
 - ・運転資格を確認するための運転免許証
 - ・当社が事故・治療・被害状況を調査するための調査同意書

5. 損害補償に関する保険金を請求する場合に必要となる書類	
(1)事故の発生を確認する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関が発行する事故証明書 ・借用物・受託物賠償:警察署の盜難届出証明書（盜難の場合） ・事故原因、損害状況の見解書、写真 ・示談書その他これに代わるべき書類
書類の例	<p>(2)保険金の支払額の算出に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の診断書・診療報酬明細書・領収書・施術証明書・施術費用明細書・後遺障害診断書・レントゲン等の検査資料 ・被害者の休業損害証明、源泉徴収票、所得証明書 ・被害者の死亡診断書・死体検案書・戸籍謄本・相続人を確認するための資料 ・葬祭費用の証明書類 ・被害物の修理見積書 ・被害者への賠償金の支払を証する書類 ・被保険者への保険金支払を承諾する被害者の承諾書類 ・個人賠償:法律上の損害賠償の額または費用を証明する書類（損害賠償請求権者からの直索請求の場合）
(3)その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・権利移転書 ・当社が事故・治療・被害状況を調査するための調査同意書 ・他の保険契約の内容を確認するための他の保険契約の保険証券等

6. その他の補償に関する保険金を請求する場合に必要となる書類	
(1)事故の発生を確認する書類	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関が発行する事故証明書 ・生活用動産:携行品:警察署の盜難届出証明書（盜難の場合） ・ホームヘルパー:家事従事者に関する医師の診断書、入院日数を証明する書類 ・キャンセル:死亡診断書、死体検案書、医師の診断書、戸籍謄本等の被保険者の関係を証明する書類 ・ホールインワン:ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済みのスコアカード ・救援者:被保険者の死亡、14日以上の入院、搭乗する航空機等の行方不明・遭難、緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことを証明する書類 ・事故原因、損害状況の見解書、写真
書類の例	<p>(2)保険金の支払額の算出に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活用動産:携行品:損害物の価格を証明する書類 ・生活用動産:携行品:修理:修理見積書、修理費請求明細書 ・キャンセル:キャンセルするサービスに係る契約書等その事實を証明する書類 ・領収書等の費用の支出を証明する書類
(3)その他必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠	
書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が事故・治療・被害状況を調査するための調査同意書 ・他の保険契約の内容を確認するための他の保険契約の保険証券等

(注) [] は、その書類が必要となる保険金の種類です。印のない書類については、保険金の種類にかかわらずご提出いただく場合があります。

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき方が所定の書類を提出されない場合、または提出された書類について知っている事實を記載されなかったり、事實と相違することを記載されたとき、もしくは提出された書類や証拠を偽造・変造等されたときは、それによって当社が被った損失の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

(3) (1) でご提出いただく書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる調査・手続等を行い、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会・調査が必要となる場合は、その照会・調査ごとに普通保険約款・特約で定めた日までに保険金をお支払いします。

(4) 被保険者に保険金をご請求できないような事情がある場合には、所定の方に保険金の請求を行なっていただくことができる「代理請求制度」があります。詳しくは、32ページ「3. 保険金の代理請求制度」をご参照ください。

- (5) 個人賠償責任補償条項、借用物・受託物賠償責任補償条項または借家人賠償責任補償条項（生活総合保険特約）をご選択されている場合、被保険者から損害賠償保険金を受け取るべき方（被害者）は、他の債権者に優先して、保険金の支払（保険金からの弁済）を受ける権利があります。また、原則としてこの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。
- (6) 保険金請求権には時効（保険金請求権が発生した日の翌日から起算して3年）がありますので、ご注意ください。

3 保険金の代理請求制度

- 被保険者が高度障害状態等になり、被保険者に保険金を請求できないような事情がある場合は、当社の承認を得たうえで、下表の被保険者の配偶者や親族が、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。ただし、被保険者に法定代理人がいる場合や、第三者に保険金のご請求を委任している場合には、この制度をご利用いただけません。
- ご契約の際には、ご契約を締結していることおよび代理請求制度があることを、下表【被保険者の代理請求人となりうる方】の方にお知らせください。
- 被保険者または被保険者の代理人からの保険金の請求を受けた場合でも、既に当社が当該保険金を支払っているときは、当該保険金は重複してはお支払いしません。

【被保険者の代理請求人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊）
- ②①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③①と②に規定する者がいざれもいない場合または①と②に規定する者のいざれも保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の法律上の配偶者または②以外の3親等内の親族
(＊) 法律上の配偶者に限ります。

— 普通保険約款および特約集 目次 —

◎傷害保険普通保険約款..... 34

◎特約

保険証券に表示された特約の略称は、この約款・特約集の中で以下のものをいいます。また、個人賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）がセットされない契約については、電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約および賠償事故解決に関する特約が自動セットされます。

略 称	正 式 名 称	ページ
生活総合保険特約	1.生活総合保険特約	45
生活用動産補償対象外特約	2.住宅内生活用動産補償対象外特約（生活総合保険用）	72
生活用動産費用保険金補償特約	3.住宅内生活用動産費用保険金補償特約（生活総合保険用）	72
携行品損害補償対象外特約	4.携行品損害補償対象外特約（生活総合保険用）	73
個人賠償責任補償対象外特約	5.個人賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）	73
借用物・受託物賠責対象外特約	6.借用物・受託物賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）	73
借家人賠責補償対象外特約	7.借家人賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）	73
修理費用補償対象外特約	8.修理費用補償対象外特約（生活総合保険用）	73
ホームヘルパー費用対象外特約	9.ホームヘルパー費用補償対象外特約（生活総合保険用）	73
キャンセル費用補償対象外特約	10.キャンセル費用補償対象外特約（生活総合保険用）	73
ホールインワン費用対象外特約	11.ホールインワン・アルバトロス費用補償対象外特約（生活総合保険用）	73
救援者費用等補償対象外特約	12.救援者費用等補償対象外特約（生活総合保険用）	73
遭難捜索費用補償特約	13.遭難捜索費用補償特約	73
特定感染症補償特約・葬祭費用有	14.特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約	75
天災危険補償特約	15.天災危険補償特約	80
特別危険補償特約	16.特別危険補償特約	80
死亡・後遺・入院のみの支払特約	17.死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	80
死亡・後遺障害のみの支払特約	18.死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	81
死亡・入院・通院のみの支払特約	19.死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	81
死亡・入院のみの支払特約	20.死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	81
死亡のみの支払特約	21.死亡保険金のみの支払特約	81
後遺・入院・通院のみの支払特約	22.後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	81
後遺障害・入院のみの支払特約	23.後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	81
後遺障害のみの支払特約	24.後遺障害保険金のみの支払特約	81
入院・通院のみの支払特約	25.入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約	81
入院保険金のみの支払特約	26.入院保険金および手術保険金のみの支払特約	81
就業中のみの危険補償特約	27.就業中のみの危険補償特約	81
就業中の危険補償対象外特約	28.就業中の危険補償対象外特約	81
保険料分割払特約（一般）	29.保険料分割払特約（一般）	81
保険料分割払特約（一般団体）	30.保険料分割払特約（団体）	83
保険料支払に関する特約	31.保険料支払に関する特約	84
—	32.団体扱に関する特約（一般A）	84
—	33.団体扱に関する特約（一般B）	86
—	34.団体扱に関する特約（一般C）	87
—	35.団体扱に関する特約	89
—	36.団体扱に関する特約（口座振替方式）	90
団体扱等追加保険料に関する特約	37.団体扱における追加保険料に関する特約	92
—	38.集団扱に関する特約	92
団体扱等追加保険料に関する特約	39.集団扱における追加保険料に関する特約	94
—	40.賠償事故解決に関する特約	94
—	41.電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約	96

※この約款・特約集は、ご契約上の大切なことからを記載しております。どうぞ保険証券とともに保管いただきますようお願いいたします。

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
乗用具	自動車等、モーターポート（注）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

（注）以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸收または摂取した場合に急速に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わるのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注4）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注5）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注6）もしくは核燃料物質（注6）によって汚染された物（注7）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または

法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）運転する地における法令によるものをいいます。

（注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注5）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注6）使用済燃料を含みます。

（注7）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間

② 被保険者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準する方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準する方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

（注）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

(2) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(1) または(2) の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

(3) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(8) の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1) の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害

の程度を認定して、(1) のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
(3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表2に掲げる加重後の
後遺障害に該当する等級 - 該当する等級に対する
に対する保険金支払割合

既にあった後遺障害に
該当する等級に対する
保険金支払割合

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額 × 入院した日数（注） = 入院保険金の額

（注）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

（注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

(4) 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限りります（注1）。

① 入院中（注2）に受けた手術の場合

入院保険金日額 × 10 = 手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額 × 5 = 手術保険金の額

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

(1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額 × 通院した日数（注） = 通院保険金の額

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) (1)の日数には、被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギブス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギブス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

① 長管骨（注3）または脊柱

② 長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4）

③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

④ 頸骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

（注1）ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限ります。）およびハローベストをいいます。

（注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。

（注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大脛骨、脛骨および腓骨をいいます。

（注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

(3) 当会社は、(1) および(2) の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航

空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第1条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となつた事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となつた場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

(2) 正當な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかつたことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となつた場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終ります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなつた場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合（注）

③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずして発生した傷害については適用しません。

第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければな

りません。

(2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。

(3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかつた場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注3）があつた後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3)(1) または(2)の変更の事実をいいます。

(4) (3)の規定は、当会社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（注）があつた時から5年を経過した場合には適用しません。

(注)(1) または(2)の変更の事実をいいます。

(5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実（注）に基づかずして発生した傷害については適用しません。

(注)(1) または(2)の変更の事実をいいます。

(6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注1）が生じ、この保険契約の引受範囲（注2）を超えることとなつた場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注1)(1) または(2)の変更の事実をいいます。

(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

(7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（注）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注)(1) または(2)の変更の事実をいいます。

第15条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第16条（保険契約の無効）

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（注）に、その被保険者の同意を得なかつたとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除す

ることができます。

第20条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不當に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) または (2) の規定による解除が傷害（注1）の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または (2) ①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（注1）に対しては、当会社は、保険金（注2）を支払いません。この場合において、既に保険金（注2）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注1）(2) の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

（注2）(2) ②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条（被保険者による保険契約の解除請求）

(1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（注）を解除することを求めるすることができます。

① この保険契約（注）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条（1）①または②に該当

する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条（1）④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（注）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（注）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があつた場合

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(2) 保険契約者は、(1) ①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除しなければなりません。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1) ①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) (3) の規定によりこの保険契約（注）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第22条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

(1) 第13条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(2) 職業または職務の変更の事実（注1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注2）と変更後料率（注3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（注1）が生じた時以降の期間（注4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

（注1）第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または (2) の変更の事実をいいます。

（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（注4）保険契約者はまたは被保険者の申出に基づく、第14条（1）または（2）の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(3) 当会社は、保険契約者が (1) または (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

(4) (1) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率

(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。

(注1) 第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1) または(2) の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(6) (1) および(2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(7) (6) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条（死亡保険金の支払）(1) の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－取消しの場合）

第18条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条（保険料の返還－解除の場合）

(1) 第13条（告知義務）(2)、第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）

(6)、第20条（重大事由による解除）(1) または第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(3) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第19条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(3) 第20条（重大事由による解除）(2) の規定により、当会社がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(4) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(2) の規定により、保険契約者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

(5) 第21条（被保険者による保険契約の解除請求）(3) の規定により、被保険者がこの保険契約（注）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表3に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（注）その被保険者に係る部分に限ります。

第27条（事故の通知）

(1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日から

その日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1) もしくは(2) の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかつた場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ③ 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時
 - イ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
 - ア. 被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時
 - イ. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
 - ウ. 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表4に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)

の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日

- ② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

- ③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から④までの事項の確認のための調査 60日

- ⑤ （1）①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

（注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）分譲土法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

（4）（1）または（2）の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第27条（事故の通知）の規定による通知または第28条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めるすることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第31条（時効）

保険金請求権は、第28条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

（1）保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。

（2）保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

（3）（2）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（4）（3）の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）保険契約者は、（2）の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

（6）（5）の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。

（7）（2）および（5）の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。

（8）死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（注）を死亡保険金受取人とします。

（注）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次法定相続人とします。

（9）保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

（2）（1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

（3）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

（1）この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。

（2）（1）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保

険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- ③ 被保険者同意の有無（注）
- ④ 死亡保険金受取人の氏名

- ⑤ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑥ 保険期間
- ⑦ 当会社名

（注）この保険契約の被保険者となることについての被保険者の同意の有無をいたします。

(2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

(3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。

(5) 保険契約者または被保険者は、その者自身に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合－その2）①の運動等

山岳登はん（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッ ククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハンギンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

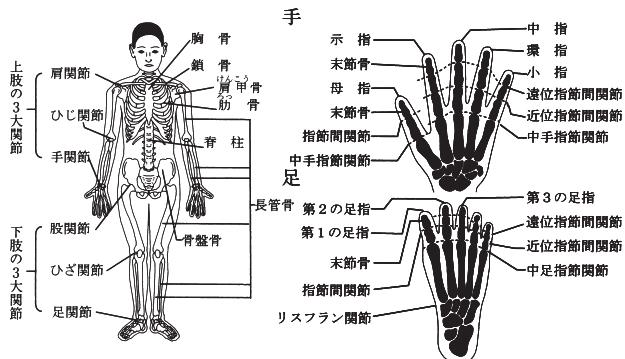
別表2 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	<ul style="list-style-type: none">(1) 両眼が失明したもの(2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護をするもの(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をするもの(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの(6) 両上肢の用を全廃したもの(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの(8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	<ul style="list-style-type: none">(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、隨時介護をするもの(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護をするもの(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	<ul style="list-style-type: none">(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	<ul style="list-style-type: none">(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すものの(3) 両耳の聴力を全く失ったもの(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）	69%

	(7) 両足をリストラン関節以上で失ったもの		
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59 %	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すものの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50 %	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリストラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	42 %	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すものの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができ労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの

第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20 %	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
			(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すものの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したものまたはまつげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7 %
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15 %	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4 %
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎧骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	10 %	注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。	

注2 関節等の説明図



別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
1か月まで	12分の100
2か月まで	12分の200
3か月まで	12分の300
4か月まで	12分の400
5か月まで	12分の500
6か月まで	12分の600
7か月まで	12分の700
8か月まで	12分の800
9か月まで	12分の900
10か月まで	12分の1000
11か月まで	12分の1100
1年まで	100

別表4 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○	○	○
2. 保険証券	○	○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書	○					
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○			○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○					
9. 被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本	○					
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○					
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○	○
13. その他当会社が第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

1. 生活総合保険特約

第1章 住宅内生活用動産補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅建物（注）をいいます。 (注) 共同住宅の場合においては占有部分をいい、敷地内の付属の建物を含みます。
損害額	この保険契約で保険金を支払うべき損害の額をいいます。
再調達額	その損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
保険金額	保険証券記載の生活用動産保険金額をいいます。（注） (注) 通貨または預貯金証書以外の保険の対象についてのものとします。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
床上浸水	居住の用に供する部分の床（注）を超える浸水をいいます。 (注) 疊敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において偶然な事故（注）によって、保険の対象について生じた損害に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（注）この補償条項において「事故」といいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合には、保険金を支払います。

- ④ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗の損害およびこれらの事由によって生じた損害
 - ア. 保険の対象の自然の消耗または劣化（注3）
 - イ. 保険の対象の性質による腐蝕、さび、かび、変色
 - ウ. 保険の対象のねずみ食いまたは虫食い等
- ⑤ 保険の対象の欠陥の損害およびその欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても、その欠陥を発見することができなかつた場合には、その欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑥ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であつて保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ⑦ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業（注4）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑨ 偶然な外来的事故に直接起因しない保険の対象の電気の事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災が発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑩ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑪ 保険の対象の紛失または置き忘れによって生じた損害
- ⑫ 保険の対象のうち管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を被った場合には、保険金を支払います。
- ⑬ 保険の対象である楽器について生じた次に掲げる損害
 - ア. 弦（注5）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と一緒に損害を被った場合には、保険金を支払います。
 - イ. 音色または音質の変化

- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- （注4）点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。
- （注5）ピアノ線を含みます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（注4）
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して

生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1) の本人またはその配偶者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第5条（保険の対象の範囲）

(1) この補償条項における保険の対象は、住宅内に所在する被保険者が所有する生活用動産に限ります。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、小切手、手形、乗車券、電子マネーその他これらに準ずる物
- ② 定期券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑤ ハンググライダー、ウィンドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキーパダイビング用具その他これらに準ずる物
- ⑥ 船舶（注1）、自動車等およびこれらの付属品
- ⑦ 動物、植物等の生物
- ⑧ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注2）ならびにこれらの付属品
- ⑨ ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
- ⑩ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- ⑪ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物（注3）
- ⑫ その他保険証券記載の物

(注1) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注2) 「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

(注3) OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについてこの補償条項の保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。

(3) 保険の対象と住宅の所有者が異なる場合において、畠、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備などの付属設備で被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

(4) 住宅内における通貨または預貯金証書の盗難による損害が生じた場合は、(2) ①の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実があったことを条件とします。

① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。

② 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

第6条（損害額の決定）

(1) 当会社が保険金を支払うべき損害額は、その保険の対象の再調達価額（注）によって定めます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨

董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものについては30万円とします。

(注) 前条（4）により通貨または預貯金証書を保険の対象として取り扱った場合を除きます。

(2) 保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を(1)にいう損害額とします。

$$\text{修理費} - \text{価額増加額} - \text{残存物価額} = \text{損害額}$$

(注1) (注2) (注3)

(注1) 保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

(注2) 修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合の、その増加額をいいます。

(注3) 修理に伴って生じた残存物がある場合の、その価額をいいます。

(3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じた場合は、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1) または(2) の規定によって損害額を決定します。

(4) 保険契約者または被保険者が、次の必要または有益な費用を支出した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。

① 第11章基本条項第5条（事故発生時の義務－住宅内生活用動産補償の場合）
(1) ①に規定する損害の発生および拡大を防止するために要した費用

② 第11章第5条(1)⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(5) (1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。

(6) 前条(4)において保険の対象とした通貨または預貯金証書については、次に従い、損害額を決定します。

① 通貨の盗難の場合には、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額

② 預貯金証書の盗難の場合には、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額

第7条（保険金の支払額）

(1) 当会社は、(2)に規定する水災によって保険の対象が損害を受けた場合以外は、前条に規定する損害額から1回の事故につき保険証券記載のこの補償条項の免責金額を差し引いた額を支払います。ただし、保険金額（注）をもって限度とします。

(注) 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

(2) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の対象が損害を受けた場合は、次の規定に従い、保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象を収容する住宅ごとに行います。

① 保険の対象に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合は、(1)の規定に従い、保険金を支払います。

② 住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

$$\text{保険金額（注）} \times \text{支払割合（10%）} = \text{保険金の額}$$

③ ①および②に該当しない場合において、住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたときは、次の算式によって算出した額を支払います。た

だし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

$$\text{保険金額(注)} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{保険金の額}$$

④ ②または③の規定に基づいて、当会社が支払うべき保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。

(注) 保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。

第8条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合は、当会社は、次のとおり保険金を支払います。

① 他の保険契約等が、再調達価額を基準として損害額を算出する保険契約の場合

それぞれの支払責任額(注)の合計額が損害額を超える場合は、次に定める額を保険金として支払います。

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額(注)

イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

② 他の保険契約等が、①に定める保険契約以外の場合

損害額から、他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2) (1) の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条 (支払保険金の限度)

当会社が、この補償条項により保険金を支払った場合においても、保険金額は減額されません。ただし、保険期間中事故が2回以上生じても、当会社が支払う保険金の額は、通算して保険金額をもって限度とします。

第2章 携行品損害補償条項

第1条 (用語の定義)

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。 (注) 定期券を除きます。
損害額	この保険契約で保険金を支払うべき損害の額をいいます。
通貨等	通貨および小切手をいいます。
再調達価額	その損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、日本国内または国外において偶然な事故(注)によって、保険の対象について生じた損害に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

(注) この補償条項において「事故」といいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。

③ 被保険者と生計を共にする親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合には、保険金を支払います。

④ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害

⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって生じた損害
ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注4)等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

⑥ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗の損害およびこれらの事由によって生じた損害
ア. 保険の対象の自然の消耗または劣化(注5)
イ. 保険の対象の性質による腐蝕、さび、かび、変色
ウ. 保険の対象のねずみ食いまたは虫食い等

⑦ 保険の対象の欠陥の損害およびその欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても、その欠陥を発見することができなかった場合には、その欠陥によって保険の対象の他の部分に生じた損害については、保険金を支払います。

⑧ 保険の対象のすり傷、搔き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であつて保険の対象の機能に支障をきたさない損害

⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。

⑩ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業(注6)上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。

- ⑪ 偶然な外來の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、火災がこれらの事由によって発生した場合は、その火災によって生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑫ 詐欺または横領によって生じた損害
- ⑬ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- ⑭ 保険の対象である液体の流出によって生じた損害。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、保険金を支払います。
- ⑮ 保険の対象のうち管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金を支払います。
- ⑯ 保険の対象である楽器について生じた次に掲げる損害
ア. 弦（注7）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合には、保険金を支払います。
イ. 音色または音質の変化
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注5）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。
- （注6）点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。
- （注7）ピアノ線を含みます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ④ ①から③までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- #### 第4条（被保険者の範囲）
- （1）この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。
- ① 本人
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- （2）（1）の本人またはその配偶者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- #### 第5条（保険の対象の範囲）
- （1）この補償条項における保険の対象は、被保険者の居住の用に供される住宅建物
- （注）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に限ります。
- （注）共同住宅の場合においては占有部分をいい、敷地内の付属の建物を含みます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、保険の対象に含まれません。
- ① 有価証券、預貯金証書（注1）、印紙、切手、手形、電子マネーその他これらに準ずる物。ただし、乗車券等および通貨等については、保険の対象に含まれます。
- ② 定期券、クレジットカード、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑤ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑥ ハンサングライダー、ウインドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキーパダイビング用品その他これらに準ずる物
- ⑦ 船舶（注2）、自動車等および自転車ならびにこれらの付属品
- ⑧ 動物、植物等の生物
- ⑨ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注3）ならびにこれらの付属品
- ⑩ ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
- ⑪ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物（注4）
- ⑬ その他保険証券記載の物
（注1）通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
（注2）ヨット、モーターボートおよびポートを含みます。
（注3）「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。
（注4）OSなど、コンピュータが新品として販売された時に既にコンピュータに記録されていたプログラム、データその他これらに類する物については、そのコンピュータと同時に損害が生じ、コンピュータについてこの補償条項の保険金が支払われる場合にかぎり、保険の対象に含むものとします。
- #### 第6条（損害額の決定）
- （1）当会社が保険金を支払うべき損害額は、その保険の対象の再調達額によって定めます。
- （2）保険の対象の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出した額を（1）にいう損害額とします。
- $$\text{修理費} - \frac{\text{価額増加額}}{\text{(注1)}} - \frac{\text{残存物価額}}{\text{(注2)}} = \text{損害額}$$
- （注1）保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
- （注2）修理に際し部分品を交換したために保険の対象全体として価額の増加を生じた場合の、その増加額をいいます。
- （注3）修理に伴って生じた残存物がある場合の、その価額をいいます。
- （3）保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、（1）または（2）の規定によって損害額を決定します。
- （4）保険契約者または被保険者が、次の必要または有益な費用を支出した場合は、その費用および（1）から（3）までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- ① 第11章基本条項第6条（事故発生時の義務－携行品損害補償の場合）（1）①に規定する損害の発生および拡大を防止するために要した費用
 - ② 第11章第6条（1）⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に

必要な手続をするために要した費用

(5) (1) から (4) までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。

(6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、次の費用の合計額を損害額とします。

① その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の発生の後に被保険者が支出した費用

② 保険契約者または被保険者が支出した次の必要または有益な費用

ア. 第11章基本条項第6条（事故発生時の義務－携行品損害補償の場合）(1)

①に規定する損害の発生または拡大の防止のために要した費用

イ. 第11章第6条(1)⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(7) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が100,000円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を100,000円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等または通貨等である場合において、保険の対象の損害額の合計が50,000円を超えるときは、当会社は、それらのものの損害額を50,000円とみなします。

第7条（保険金の支払額）

(1) 当会社が支払うべき保険金の額は、前条の損害額から、1回の事故につき保険証券記載のこの補償条項の免責金額を差し引いた残額とします。

(2) (1) の規定にかかわらず、当会社が支払う保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の携行品損害保険金額をもって限度とします。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合は、当会社は、次のとおり保険金を支払います。

① 他の保険契約等が、再調達価額を基準として損害額を算出する保険契約の場合

それぞれの支払責任額（注）の合計額が損害額を超える場合は、次に定める額を保険金として支払います。

ア. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額（注）

イ. 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

② 他の保険契約等が、①に定める保険契約以外の場合

損害額から、他の保険契約等によって支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(2) (1) の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3章 個人賠償責任補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
財物の損壊	財物（注1）の滅失（注2）、汚損または損傷をいい、これらに起因するその財物の使用不能損害を含みます。 （注1）有体物をいいます。有体物には漁業権、営業権、鉱業権、著作権、特許権、商号権その他これらに類する権利は含みません。 （注2）紛失、盗難および詐取を含みません。
住宅	本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。
人格権の侵害	不当な身体の拘束による自由の侵害および名誉毀損ならびに口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損およびプライバシーの侵害をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他人	第3条（被保険者の範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
他の保険契約等	この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの補償条項の保険金額をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの補償条項の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 （注）保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内または国外において生じた次のいずれかの事故（注1）により他人の身体の障害、他人の財物の損壊または人格権の侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

② 被保険者の日常生活（注3）に起因する偶然な事故

（注1）以下この補償条項において「事故」といいます。

（注2）以下この補償条項において「損害」といいます。

（注3）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- （注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。
- （注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

（2）（1）の本人またはその配偶者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（個別適用）

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 環境汚染（注5）に起因する事故
- ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子弹分裂生成物を含みます。

（注5）流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務（注1）遂行に直接起因する損害賠償責任（注2）
- ② 専ら被保険者の職務（注1）の用に供される動産または不動産（注3）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（注2）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用者が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に

対する損害賠償責任を除きます。

- ⑤ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、区分所有建物の共用部分について他の区分所有者に対して負担する損害賠償責任を除きます。
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- （注1）職場にはアルバイトおよびインターンシップを含みます。なお、アルバイトとは、一時の、臨時に収入を得るために行う仕事または勉学と両立させ形で行う仕事をいいます。また、インターンシップとは在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した企業等内の就業体験を行うことをいい、各種免許交付または資格付与の条件として法令に定められている実習、実地修練、実技または就業等を除きます。
- （注2）被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている者以外の場合は、ゴルフの練習、競技または指導（注6）中に生じた偶然な事故に起因する損害賠償責任を除きます。
- （注3）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
- （注4）船舶・車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、身体障害者用の車、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。
- （注5）空気銃を除きます。
- （注6）ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事または入浴等の行為を含みます。

第7条（保険金の支払額）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が被害者に対して負担する法律上の損害} - \text{免責金額} = \text{保険金の額}$$

賠償責任の額（注）

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑥の費用は、（1）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の（1）の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第11章基本条項第7条（事故発生時の義務－個人賠償責任補償の場合）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

② 求償権保全費用	第11章第7条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、次の費用 ア. 応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用 イ. あらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
⑤ 協力費用	第11章基本条項第15条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この補償条項により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの補償条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの補償条項により支払うべき保険金の額をいいます。

（2）（1）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 借用物・受託物賠償責任補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
権利者	借用物等について正当な権利を有する者をいいます。
時価額	損壊または盗取が生じた地および時における借用物等の価格をいいます。
損壊	滅失（注）、汚損または損傷をいいます。 （注）紛失、盗難および詐取を含みません。
他の保険契約等	この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの補償条項の保険金額をいいます。

本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの補償条項の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 （注）保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内または国外において被保険者が使用または管理している借用物等に生じた次のいずれかの事故（注1）により、その事故について、被保険者が権利者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 損壊
- ② 盗取

（注1）以下この補償条項において「事故」といいます。

（注2）以下この補償条項において「損害」といいます。

第3条（被保険者の範囲）

（1）この補償条項における被保険者は、次の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

（2）（1）の本人またはその配偶者の関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（個別適用）

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条（借用物等の範囲）

（1）この補償条項における借用物等は、被保険者が日本国内において権利者から借用または受託し、日本国内または国外で、使用または管理している動産をいいます。ただし、不動産に付随して借用または受託され、かつ、不動産に備え付けられた動産を除きます。

（2）（1）の規定にかかわらず、次に掲げる物は、借用物等に含まれません。

- ① 通貨、有価証券、預貯金証書（注1）、印紙、切手、小切手、手形、乗車券、

電子マネーその他これらに準ずる物

- ② 定期券、クレジットカード、クーポン券、航空券、旅券その他これらに準ずる物
- ③ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- ④ 貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物
- ⑤ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
- ⑥ 眼鏡、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ⑦ ハンググライダー、ウインドサーフィン、サーフィン、パラセール、スキュー バダイビング用具その他これらに準ずる物
- ⑧ 船舶（注2）、自動車等（注3）および航空機ならびにこれらの付属品
- ⑨ 動物、植物等の生物
- ⑩ 移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器（注4）ならびにこれらの付属品
- ⑪ ドローンその他の無人航空機およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品
- ⑫ 銃砲、刀剣その他これらに準ずる物
- ⑬ 公序良俗に反する物
- ⑭ 法令により被保険者の所有または所持が禁止されている物
- ⑮ その他保険証券記載の物

（注1）通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

（注2）ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

（注3）被牽引車を含みます。

（注4）「移動体通信端末機器および携帯式電子事務機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、ワープロ、電子手帳等をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由による借用物等に生じた事故について、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者（注1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意

② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間

イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間

ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間

④ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑥ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ 環境汚染（注7）に起因する事故

⑨ ④から⑧までの事由に伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑩ 被保険者が借用物等について、通常必要とされる取扱上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に借用物等を使用したこと。

⑪ 次の事由またはその他の自然の劣化消耗

ア. 借用物等の自然の消耗または劣化（注8）

イ. 借用物等の性質による腐蝕、さび、かび、変色

ウ. 借用物等のねずみ食いまたは虫食い等

⑫ 被保険者に引き渡される以前から借用物等に存在した欠陥

⑬ 差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合には、保険金を支払います。

⑭ 偶然な外来の事故に直接起因しない借用物等の電気的事故または機械的事故

⑮ 借用物等の置き忘れまたは紛失

（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）運転する地における法令によるものをいいます。

（注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

（注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穡が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注5）使用済燃料を含みます。

（注6）原子核分裂生成物を含みます。

（注7）流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借用物に事故が発生するおそれがある状態をいいます。

（注8）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化を含みます。

（2）当会社は、借用物等が次のいずれかに該当する間に生じた事故については、保険金を支払いません。

① 被保険者の職務の用に供されている間

② 被保険者以外の者に転貸されている間

（3）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と権利者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任

② 借用物等が権利者に返還された後に発見された借用物等の事故に起因する損害賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

第7条（保険金の支払額）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が権利者に対し} \\ \text{て負担する法律上の損害} - \text{免責金額} = \text{保険金の額} \\ \text{賠償責任の額}$$

（2）当会社が支払う（1）に定める保険金の範囲は、被保険者が権利者に支払うべき損害賠償金であって、次のいずれかに該当するものに限ります。ただし、いかなる場合にも借用物等の時価額を超えないものとします。

① 借用物等の損壊を修理できない場合または盗取された場合は、次のいずれか低い額

ア. 借用物等の時価額に相当する損害賠償金

イ. 借用物等がレンタル用品（注1）である場合において、賃貸借契約に基づく損害賠償金が定められているときにはその額

② 借用物等の損壊を修理できる場合は、次のいずれか低い額

ア. 修理費（注2）に相当する損害賠償金

イ. 借用物等がレンタル用品（注1）である場合において、賃貸借契約に基づ

＜損害賠償金が定められているときにはその額

(注1) 賃貸借業者が賃貸借の用に供する動産をいいます。

(注2) 損壊が生じた地および時において、借用物等を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

(3) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、(1)に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の(1)の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第11章基本条項第8条（事故発生時の義務－借用物・受託物賠償責任補償の場合）(1)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第11章第8条(1)⑤に規定する他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
④ 協力費用	第11章基本条項第15条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために直接要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第9条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

① この補償条項により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等によりこの補償条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの補償条項により支払うべき保険金の額をいいます。

(2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第5章 借家人賠償責任補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	転貸人を含みます。

借用戸室	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供する建物（注1）の戸室（注2）をいいます。 (注1) 一戸建を含みます。 (注2) 敷地内の物置・車庫その他の付属建物を含みます。
損壊	滅失（注）、汚損または損傷をいいます。 (注) 紛失、盗難および詐取を含みません。
他の保険契約等	この補償条項の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金額	保険証券記載のこの補償条項の保険金額をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの補償条項の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 (注) 保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内において被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかの事故（注1）により、借用戸室の損壊について、被保険者がその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害（注2）に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発（注3）

（注1）以下この補償条項において「事故」といいます。

（注2）以下この補償条項において「損害」といいます。

（注3）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

(1) この補償条項における被保険者は、この特約が付帯される普通保険約款ごとに次の者をいいます。

普通保険約款	被保険者
傷害保険普通保険約款	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人 ② 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。 ③ 借用戸室の賃借名義人が本人と異なる場合は、その賃借名義人

家族傷害保険普通保険約款

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
- ⑦ 借用戸室の賃借名義人が①から④までの被保険者と異なる場合は、その賃借名義人

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は責任無能力者の親族に限ります。

（2）（1）の本人またはその配偶者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

第4条（個別適用）

この補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第5条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、借用戸室が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 被保険者の心神喪失
- ③ 借用戸室の改築、増築、取壊し等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、保険金を支払います。
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦ ⑥以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 環境汚染（注5）に起因する事故
- ⑨ ④から⑧までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人的業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注3）使用済燃料を含みます。

（注4）原子核分裂生成物を含みます。

（注5）流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借用戸室の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

（3）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借用戸室の所有者、借用戸室の貸主またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

（注1）事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

（注2）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化および屋根材等のズレや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。

（4）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険金の支払額）

（1）1回の事故につき、当会社の支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険金額を限度とします。

$$\text{被保険者が貸主に対して} \\ \text{負担する法律上の損害賠償} - \text{免責金額} = \text{保険金の額} \\ \text{償責任の額（注）}$$

（注）判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金を支払うことにより、被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引きます。

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次条に規定する費用の全額を支払います。ただし、同条⑤の費用は、（1）に規定する損害賠償責任の額が保険金額を超える場合は、その保険金額の（1）の損害賠償責任の額に対する割合によってこれを支払います。

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の種類	費用の内容
① 損害防止費用	第11章基本条項第9条（事故発生時の義務－借家人賠償責任補償の場合）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 求償権保全費用	第11章第9条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 示談交渉費用	被保険者が行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用

④ 協力費用	第11章第15条（当会社による解決）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

(注) 収入の喪失を含みません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

- ① この補償条項により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等によりこの補償条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出したこの補償条項により支払うべき保険金の額をいいます。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第6章 修理費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
貸主	転貸人を含みます。
借用戸室	被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供する建物（注1）の戸室（注2）をいいます。 (注1) 一戸建を含みます。 (注2) 敷地内の物置、車庫その他の付属建物を含みます。
修理費用	借用戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって修理費用の額から差し引く金額であって、保険証券記載のこの補償条項の免責金額（注）をいいます。被保険者の自己負担となります。 (注) 保険証券に記載がない場合は0円とします。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、次のいずれかの事故（注1）により、日本国内において借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この補償条項、第11章基本

条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発（注2）の事故による損害に対し、被保険者が借用戸室の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発（注2）
- ④ 借用戸室の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または借用戸室内での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、次に掲げる事故は除きます。
 - ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来
 - イ. 土砂崩れ（注3）
 - ウ. 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（注3）・落石等の水災
 - エ. ⑦の事故
- ⑤ 次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水（注4）による水濡れ。ただし、④ウもしくは⑦の事故による損害または給排水設備（注5）自体に生じた損害を除きます。
 - ア. 給排水設備（注5）に生じた事故
 - イ. 被保険者以外の者が占有する借用戸室で生じた事故
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動（注6）または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災（注7）、雹災または雪災（注8）。ただし、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借用戸室の外側の部分（注9）が風災、雹災または雪災の事故によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。
- ⑧ 盗難（注10）
 - （注1）以下この補償条項において「事故」といいます。
 - （注2）破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
 - （注3）崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
 - （注4）水が溢れることをいいます。
 - （注5）スプリンクラー設備・装置を含みます。
 - （注6）群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生ずる状態であって、次条（2）①の暴動に至らないものをいいます。
 - （注7）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。
 - （注8）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
 - （注9）借用戸室の外壁、屋根、開口部等を含みます。
 - （注10）強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が所有（注3）または運転（注4）する車両またはその積載物の衝突または接触

④ 風、雨、雪、^{ひょう}雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害。ただし、借用戸室の外側の部分（注5）が前条⑦の事故によって破損し、その破損部分から借用戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害については除きます。

（注1）保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする賃借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注4）保険契約者、被保険者または借用戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

（注5）借用戸室の外壁、屋根、開口部等をいいます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

④ ③以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ 環境汚染（注4）に起因する事故

⑥ ①から⑤までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故（注5）

（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）使用済燃料を含みます。

（注3）原子核分裂生成物を含みます。

（注4）流出、溢出（溢れ出ることをいいます。）もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ借用戸室の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。

（注5）これらの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合であっても同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

① 借用戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主またはこれらの者に代わって借用戸室を管理する者が、相当の注意をもつてしても発見し得なかった欠陥を除きます。

② 借用戸室の自然の消耗もしくは劣化（注2）または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害

③ ねずみ食い、虫食い等

（注1）前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りません。

（注2）日常の使用に伴う磨耗、消耗または劣化および屋根材等のずれや釘のゆるみ、浮き上がり等を含みます。

（4）当会社は、借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この補償条項における被保険者は、この特約が付帯される普通保険約款ごとに次の者をいいます。

普通保険約款	被保険者
傷害保険普通保険約款	本人
家族傷害保険普通保険約款	① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）（1）の本人またはその配偶者との関係性は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいい、借用戸室の賃借名義人が被保険者以外の場合には、その賃借名義人を含みます。

第5条（保険金支払の対象となる修理費用の範囲）

借用戸室を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用とします。

① 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部

② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、垣、給水塔等の借用戸室居住者の共同の利用に供せられるもの

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、修理費用の額から保険証券記載のこの補償条項の免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の修理費用保険金額を支払の限度とします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

① この補償条項により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合
この保険契約の支払責任額（注）

② 他の保険契約等によりこの補償条項に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

修理費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出したこの補償条項により支払うべき保険金の額をいいます。

（2）（1）の修理費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第7章 ホームヘルパー費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家事	家庭における炊事、掃除、洗濯、育児等をいいます。

家事従事者	第5条（被保険者および家事従事者の範囲）(2)に規定する者をいいます。
傷害	家事従事者が、急激かつ偶然な外来の事故（注1）によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 （注1）この補償条項において「事故」といいます。 （注2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中症状を除きます。
対象入院期間	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の家事従事者が入院している間をいい、家事従事者が臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。 （注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
ホームヘルパー	家事の世話をを行うことを職業とする者をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
免責金額	保険金の支払額の計算にあたって雇入費用の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
雇入費用	被保険者が負担したホームヘルパーの雇入費用をいい、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。（注） （注）対象入院期間中にホームヘルパーのサービスを受けた場合で、そのサービスを受けた期間に対し発生した費用に限ります。ただし、対象入院期間中にホームヘルパーのサービスを開始した場合においては、そのサービスを受ける期間に係なく一時的に発生した紹介料等の費用を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、家事従事者が日本国内または国外において傷害を被ったことにより入院した場合において、家事従事者が家事に従事できなかったことにより、家事従事者の行うべき家事を代行するために被保険者の家庭においてホームヘルパーを雇入れたときには、これによって被保険者が負担した雇入費用に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合ーその1）

（1）当会社は、家事従事者が次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が前条の費用を負担した場合は、保険金を支払いません

ん。

- ① 保険契約者（注1）、被保険者または家事従事者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 家事従事者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 家事従事者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができるないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 家事従事者の脳死疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 家事従事者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 家事従事者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
- ⑧ 家事従事者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に伴隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
 - （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注5）使用済燃料を含みます。
 - （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- （2）当会社は、家事従事者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによる家事従事者の入院により被保険者が前条の費用を負担したときは、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。
- （3）家事従事者が前条の傷害を被った時に、家事従事者が家事を主として行っていなかった場合には、当会社は保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合ーその2）

当会社は、家事従事者が次に掲げる間に生じた事故によって傷害を被ったことにより、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 家事従事者が普通保険約款別表1に定める運動等を行っている間
- ② 家事従事者の職業が次のいずれかに該当する場合において、家事従事者がその職業に従事している間
 - オートテスター（注1）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争

選手、モーターポート競争選手、猛獣取扱者（注2）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（注3）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

③ 家事従事者が次のいずれかに該当する間

ア. 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。

イ. 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。

ウ. 法令による許可を受けて、一般的の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

（注1）テスライダー等をいいます。

（注2）動物園の飼育係を含みます。

（注3）レフリーを含みます。

第5条（被保険者および家事従事者の範囲）

（1）この補償条項における被保険者は、この特約が付帯される普通保険約款ごとに次の者をいいます。

普通保険約款	被保険者
傷害保険普通保険約款	本人
家族傷害保険普通保険約款	① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）この補償条項における家事従事者は、次の者のうち、被保険者の家庭において家事を主として行う者で、保険証券記載の者をいいます。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者
- ③ 本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（3）（1）および（2）の本人またはその配偶者との関係性は、傷害の原因となつた事故発生時におけるものをいいます。

第6条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払うべき保険金の額は、1回の事故につき、被保険者が負担した雇入費用の額から保険証券記載のこの補償条項の免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき、次の算式によって算出した額を支払の限度とします。

$$\text{保険金の支払限度額} = \frac{\text{保険証券記載の支払限度基礎日額}}{\text{雇入日数 (注)}} \times \text{ホームヘルパー}$$

（注）対象入院期間中にホームヘルパーのサービスを受けた日数をいいます。

（2）被保険者が負担した雇入費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収がある場合は、その額を被保険者が負担した雇入費用の額から差し引くものとします。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が雇入費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 雇入費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
(注)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（2）（1）の雇入費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8章 キャンセル費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
キャンセル事由	死亡または傷害もしくは疾病による入院をいいます。
自己負担額	保険証券記載のこの補償条項の免責金額またはそのキャンセル費用の額の20%に相当する額のいずれか高い額をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
免責金額	保険金の支払額の計算にあたってキャンセル費用の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、日本国内または国外において、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族にキャンセル事由が生じたことによって、被保険者が第9条（特定のサービスの範囲）に規定する特定のサービスの提供を受けられなくなった場合に、被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

（2）（1）に規定する被保険者と被保険者以外の者のとの統柄は、キャンセル事由が生じた時ににおけるものをいいます。ただし、キャンセル事由が生じた日からその日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合には、その配偶者をキャンセル事由が生じた時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- ④ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注2）等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合には、保険金を支払います。
- ⑤ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
A. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注2）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑥ 妊娠、出産、早産または流産による入院
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
- ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に併隨して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑪ ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
(注3) 運転する地における法令によるものをいいます。
(注4) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
(注5) 使用済燃料を含みます。
(注6) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって生じた損害に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
(注) いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

(1) この補償条項における被保険者は、この特約が付帯される普通保険約款ごとに次の者をいいます。

普通保険約款	被保険者
傷害保険普通保険約款	本人
家族傷害保険普通保険約款	① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

(2) (1) の本人またはその配偶者との関係性は、キャンセル事由が生じた時ににおけるものをいいます。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、この保険契約の保険期間中にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

第6条（キャンセル事由の原因の発生時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、普通保険約款に規定する保険責任の始期または保険料領収前（注1）

に、キャンセル事由の原因（注2）が生じていたため被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) この保険契約が継続契約である場合には、この保険契約の保険責任の開始日に保険責任が終了する前契約の始期または保険料領収前とします。

(注2) 被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族について、第2条（保険金を支払う場合）(1) の死亡または入院の直接の原因となつた傷害の発生または疾病的発病をいいます。

(2) (1) の発病の認定は、被保険者以外の医師の診断によります。

第7条（キャンセル事由の発生時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、第2条（保険金を支払う場合）(1) の特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金を支払います。

(2) (1) の予約をした日およびサービスの提供を受ける日が明確でない場合には、当会社は、保険金を支払いません。

第8条（サービスの提供される時期と支払責任の関係）

(1) 当会社は、次に規定する期間内に提供されるサービスについて、キャンセル費用を負担した場合に限り、保険金を支払います。

① 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡の日からその日を含めて31日以内。ただし、被保険者の死亡の場合には、死亡の日以降とします。

② 入院がキャンセル事由である場合には、入院を開始した日からその日を含めて31日以内

(2) 当会社は、(1) に規定する期間が開始する前または(1) に規定する期間が経過した後において、サービスの全部または一部の提供を受けられた場合または受けられる場合には、保険金を支払いません。

(3) 次条に規定するサービスのうち旅行に係るもので(1) に規定する期間内に旅行行程（注）が開始する場合には、(1) に規定する期間が経過した後にその旅行行程（注）が終了するときであっても、その旅行に係るサービスは、(1) に規定する期間内に提供されるサービスとみなします。

(注) 旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの連続した行程をいいます。

第9条（特定のサービスの範囲）

第2条（保険金を支払う場合）(1) の特定のサービスとは、業として有償で提供されるサービスで、次のいずれかに該当するものに限ります。ただし、被保険者の業務遂行に関連するものを除きます。

- ① 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス
- ② 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ③ 航空機、船舶、鉄道、自動車等による旅客の輸送
- ④ 宴会、パーティーの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス
- ⑤ 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供
- ⑥ 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行

第10条（キャンセル費用の範囲）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）(1) のキャンセル費用とは、サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいいます。

(2) (1) のキャンセル費用は、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限ります。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。

(3) (1) のキャンセル費用は、サービスが複数の者に対して提供される場合には、

被保険者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用に相当する金額に限ります。

第1条（保険金の支払額）

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、キャンセル事由の発生1回につき、前条に規定するキャンセル費用の額から、被保険者の自己負担額を差し引いた額とします。
- (2) 被保険者が負担したキャンセル費用について第三者により支払われた損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を被保険者が負担したキャンセル費用の額から差し引くものとします。

第2条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 其他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額がキャンセル費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 其他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
 - ② 其他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
キャンセル費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
- （注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

- (2) (1) のキャンセル費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第3条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載のキャンセル費用保険金額をもって限度とします。

第9章 ホールインワン・アルバトロス費用補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
アルバトロス	各ホールの基準打数（パー）よりも3つ少ない打数でボールがホール（球孔）に入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。
公式競技	ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援する公式競技をいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し（注）、基準打数（パー）35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パーク・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 （注）公式競技の場合は、他の競技者1名以上の同伴は必要ありません。
ゴルフコンペ	同一ゴルフ場で同一日に複数組でゴルフ競技を行うことを被保険者が他の者とあらかじめ約束して行うゴルフ競技を行い、公式競技を除きます。ゴルフ場への届出の有無を問いません。

ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目がいかかる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
帯同者	同伴キャディ以外の者で、被保険者、同伴競技者またはゴルフコンペ参加者がゴルフ競技中に帯同するゴルフ競技を行わない者をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを行った時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを行った時に、被保険者と同一組で競技していた者をいいます。
被保険者	ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者をいい、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。
ホールインワン	各ホールの第1打によってボールが直接ホール（球孔）に入ることをいいます。
保険金額	保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用保険金額をいいます。
本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として負担した費用に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当会社は、被保険者が次のホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に被保険者が負担した費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
- ② 被保険者がゴルフ場の使用人（注）である場合、その被保険者が実際に使用されているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス
（注）臨時雇いを含みます。

第4条（被保険者の範囲）

この補償条項における被保険者は、本人のうち、ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う者に限り、ゴルフの競技または指導を職業としている者を除きます。

第5条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

① 贈呈用記念品購入費用

ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。ただし、次の購入費用を除きます。

- ア. 貨幣、紙幣
- イ. 有価証券

- ウ. 商品券等の物品切手
- エ. プリペイドカード（注1）
- ② 祝賀会費用
ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内（注2）に開催された祝賀会に要する費用をいいます。
- ③ ゴルフ場に対する記念植樹費用
ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。
- ④ 同伴キャディに対する祝儀
同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。
- ⑤ その他費用
①から④までの他、慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に役立つ費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。
- （注1）被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。
- （注2）祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日ゴルフ競技を全くできなかった期間、延長します。

第6条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、保険金額をもって限度とします。なお、当会社が保険金を支払った場合においても、保険金額は減額しません。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合においては、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払責任額（注）が最も高い保険契約または共済契約の支払責任額（注）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
- （注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第10章 救援者費用等補償条項

第1条（用語の定義）

この補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索（注1）、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族（注2）をいいます。 （注1）捜索、救助または移送をいいます。 （注2）これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。

本人	次の者をいいます。 ① この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合 普通保険約款に規定する本人 ② ①以外の場合 保険証券記載の被保険者
----	--

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、日本国内または国外において、被保険者が次に掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この補償条項、第11章基本条項および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。

- ① 保険期間中に被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
- ② 保険期間中に被保険者の居住の用に供される住宅（注1）外において被った普通保険約款第2条の傷害を直接の原因として、継続して14日以上入院（注2）した場合
- ③ 保険期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
- ④ 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- （注1）敷地を含みます。
- （注2）他の病院または診療所に移転した場合には、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合に限ります。

第3条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって前条に掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注2）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物（注3）等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戰争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）

- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までの事由に伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭ 被保険者が普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故（注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）運転する地における法令によるものをいいます。
- （注3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。
- （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注5）使用済燃料を含みます。
- （注6）原子核分裂生成物を含みます。

（2）当会社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって前条②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

（注）いわゆる「むちむち症」をいいます。

第4条（被保険者の範囲）

（1）この補償条項における被保険者は、この特約が付帯される普通保険約款ごとに次の者をいいます。

普通保険約款	被保険者
傷害保険普通保険約款	本人
家族傷害保険普通保険約款	① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

（2）（1）の本人またはその配偶者との関係性は、第2条（保険金を支払う場合）の行方不明もしくは遭難または傷害の原因となった事故の発生時におけるものをいいます。

第5条（費用の範囲）

第2条（保険金を支払う場合）の費用とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 捜索救助費用
遭難した被保険者を捜索（注1）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。
- ② 交通費
救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、第2条④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- ③ 宿泊施設の客室料
現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設（注2）の客室料をい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、第2条④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索（注1）もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

かる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（注3）をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から除きます。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費（注4）および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、被保険者の入院もしくは救援に必要な身の回り品購入費、電話料等通信費、被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用（注5）等をいい、200,000円を限度とします。ただし、これらの費用が、被保険者が日本国内において第2条に掲げる場合のいすれかに該当したことにより発生した場合は、30,000円を限度とします。

（注1） 捜索、救助または移送をいいます。

（注2） ホテル、旅館等の宿泊することを主たる目的とする施設をいい、アパート等の主たる目的が居住のための賃貸の施設は含みません。

（注3） 治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合に限り費用の範囲に含めます。

（注4） 旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

（注5） 花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

第6条（保険金の支払額）

当会社は、前条の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、第2条（保険金を支払う場合）に掲げる場合と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額（注）についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合には、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

（注）この保険契約を締結しないければ生じなかった費用を除きます。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が第5条（費用の範囲）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第5条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。

（注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第8条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第11章 基本条項

第1条（用語の定義）

基本条項において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
事故	各補償条項に規定する損害または費用発生の原因となる事実をいいます。

第2条（各補償条項ごとの責任開始日）

- (1) 第1章住宅内生活用動産補償条項から第10章救援者費用等補償条項までの各章の補償条項における責任開始日については、特に定めのないかぎり、この特約を付帯した契約の保険期間の開始日と同一とします。
- (2) (1) の規定にかかわらず、第1章住宅内生活用動産補償条項から第10章救援者費用等補償条項までの各章の補償条項における責任開始日が保険証券に記載されている場合は、当会社は、その日をもってその補償条項の保険責任を開始します。
- (3) (2) の規定により、保険期間の開始日と異なる補償条項の責任開始日を定めた場合には、保険期間が始まった後でも、当会社は、補償条項の責任開始日前に生じた事故、損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（日射病または熱射病の補償）

この特約を付帯した契約において、日射または熱射による身体の障害は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1) やびこの特約に規定する傷害に含むものとします。ただし、事故発生時において満23歳未満の者に限ります。

第4条（家事従事者の変更）

保険契約締結の後、保険証券記載の家事従事者が変更となった場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認した場合は、新たに保険証券に記載された家事従事者について、この特約の規定を適用します。

第5条（事故発生時の義務－住宅内生活用動産補償の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第1章住宅内生活用動産補償条項に係る事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
- ② 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なく、警察署へ届け出ること。
- ④ 保険の対象を修繕する場合には、必要な応急の手当を施すほか、本修繕については、適当な修繕者の詳細な見積書を提出して、あらかじめ当会社の承認を得ること。
- ⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- （注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②から④までまたは⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被つた損害の額
- ③ (1) ⑤の場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第6条（事故発生時の義務－携行品損害補償の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2章携行品損害補償条項に係る事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
- ② 事故発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 保険の対象が盗難にあった場合には、遅滞なく、警察署へ届け出ること。ただし、盗難にあった保険の対象が小切手または乗車券等の場合には、このほかに次に掲げる届出のいずれかをただちに行うこと。

ア. 小切手の場合

その小切手の振出人（注1）および支払金融機関への届出

イ. 乗車券等の場合

その運輸機関（注2）または発行人への届出

- ④ 保険の対象を修繕する場合には、必要な応急の手当を施すほか、本修繕については、適当な修繕者の詳細な見積書を提出して、あらかじめ当会社の承認を得ること。

- ⑤ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

- ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注3）について、遅滞なく、当会社に通知すること。

- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）被保険者が振出人である場合を除きます。

（注2）宿泊券の場合はその宿泊施設とします。

（注3）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②から④までまたは⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被つた損害の額
- ③ (1) ⑤の場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第7条（事故発生時の義務－個人賠償責任補償の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3章個人賠償責任補償条項に係る事故に

より他人の身体の障害、財物の損壊または人格権の侵害が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 他に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または譲送その他緊急措置を行う場合を除きます。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② （1）②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ （1）④の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第8条（事故発生時の義務－借用物・受託物賠償責任補償の場合）

（1）保険契約者または被保険者は、第4章借用物・受託物賠償責任補償条項に係る事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、権利者の住所および氏名または名称、借用物等の名称および損害状況

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 借用物等が盗難にあった場合には、遅滞なく、警察署に届け出ること。

⑤ 他に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。

⑥ 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、そ

の全部または一部を承認しないこと。

⑦ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑧ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑨ ①から⑧までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

① （1）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

② （1）②から④または⑦から⑨までの場合は、それによって当会社が被った損害の額

③ （1）⑤の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額

④ （1）⑥の場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条（事故発生時の義務－借家人賠償責任補償の場合）

（1）保険契約者または被保険者は、事故により借用戸室の損壊が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止に努めること。

② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。

③ 次の事項を遅滞なく、当会社に通知すること。

ア. 事故の状況、借用戸室の貸主の住所および氏名または名称

イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

④ 他に損害賠償の請求（注1）をすることができます場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

⑤ 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。

⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑦ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について、遅滞なく、当会社に通知すること。

⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事實を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、その通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (1) ②、③、⑥から⑧までの場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ④の場合は、他人に損害賠償の請求（注）をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ (1) ⑤の場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第10条（事故発生時の義務－修理費用補償の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第6章修理費用補償条項に係る事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
 - ② 事故発生の日時および場所、借用戸室の貸主の住所、氏名、事故の状況、損害の程度ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ② (1) ②から④までの場合は、それによって当会社が被った損害の額

第11条（事故発生時の義務－ホームヘルパー費用補償の場合）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第7章ホームヘルパー費用補償条項に係るホームヘルパーを雇い入れた場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
 - ② 事故発生の状況および傷害の程度等の詳細を事故の発生の日よりその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは家事従事者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人に損害賠償の請求をできる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
 - ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
 - (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)

の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②または④から⑥までの場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ③の場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第12条（事故発生時の義務－キャンセル費用補償の場合）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第8章キャンセル費用補償条項に係る特定のサービスの提供が受けられなくなったことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 遅滞なく、サービスに関する契約を解除する等、キャンセル費用の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
 - ② キャンセル事由の発生日時およびその内容、サービスを予約した日、予約したサービスに係る契約の内容ならびにサービスが提供される予定であった日時を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人に損害賠償の請求をできる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続すること。
 - ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合は、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑤ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が、特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事實を告げなかった場合もしくは事實と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1) ②または④から⑥までの場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1) ③の場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

第13条（事故発生時の義務－ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第9章ホールインワン・アルバトロス費用補償条項に係るホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① その達成日時、ゴルフ場および同伴者の氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知または説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
 - ③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、そ

の事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条 (事故発生時の義務－救援者費用等補償の場合)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第10章救援者費用等補償条項に係る事故(注1)または行方不明もしくは遭難が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

① 事故(注1)または行方不明もしくは遭難発生の状況および傷害の程度をその発生の日からその日を含めて30日以内に当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

② 他の保険契約等の有無および内容(注2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。

③ ①および②のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(注1) 第10章第2条(保険金を支払う場合)①または②に該当した場合は、傷害の原因となった事故をいいます。

(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第15条 (当会社による解決)

被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う補償条項において、被保険者が損害賠償請求権者から損害賠償の請求を受けた場合、当会社は、必要と認めたとき、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第16条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えることができるものとします。

① 第1章住宅内生活用動産補償条項および第2章携行品損害補償条項に基づく保険金については、保険の対象に各章の事故により損害が発生した時

② 第3章個人賠償責任補償条項、第4章借用物・受託物賠償責任補償条項および第5章借家人賠償責任補償条項に基づく保険金については、損害賠償金額が判決、和解、仲裁、調停または書面による合意によって被保険者と損害賠償請求者との間で確定した時

③ 第6章修理費用補償条項、第7章ホームヘルパー費用補償条項および第9章ホールインワン・アルバロス費用補償条項に基づく保険金については、被保険者が保険金支払の対象となる費用を負担した時

④ 第8章キャンセル費用補償条項に基づく保険金については、被保険者または被保険者の法定相続人がキャンセル費用を負担することとなる特定のサービスのキャンセル等の手続を行った時

⑤ 第10章救援者費用等補償条項に基づく保険金については、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が保険金支払の対象となる費用を負担した時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別

表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容または損害もしくは費用の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)および(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合は(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第17条 (先取特権)

(1) 法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金を支払う補償条項において、損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 各補償条項の規定により損害の一部とみなす費用に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)(3)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 各補償条項の規定により損害の一部とみなす費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）または費用の額、事故と損害または費用との関係、被害者の治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注1）被保険者が第16条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）再調達価額または保険価額を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、
（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
 - ② (1) ①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者が第16条（保険金の請求）（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- （注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。
- （注）必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。
- (4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国において、日本国通貨をもって行うものとします。

第19条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、第12条（事故発生時の義務－キャンセル費用補償の場合）（1）②の規定による通知または第16条（保険金の請求）の規定による第8章キャンセル費用補償条項に基づく保険金の請求を受けた場合は、傷害または疾病の程度の認定

その他保険金の支払いにあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第20条（盗難品発見後の通知）

保険契約者または被保険者は、盗取された保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第21条（残存物および盗難品の帰属）

(1) 当会社が第1章住宅内生活用動産補償条項または第2章携行品損害補償条項に基づく保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当会社に移転しません。

(2) 盗取された保険の対象について、当会社が第1章住宅内生活用動産補償条項または第2章携行品損害補償条項に基づく保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収に要した費用を除き、その回収物について盗難の損害は生じなかつたものとみなします。

(3) (2)の規定にかかわらず、乗車券等については払戻期間を過ぎて回収された場合は損害が生じたものとみなします。また、払戻期間内に回収された場合であつてもその払戻額が損害額より小さいときは、その差額についても同様とします。

(4) 保険の対象が盗取された場合に、当会社が第1章住宅内生活用動産補償条項または第2章携行品損害補償条項に基づく保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額の保険価額（注）に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当会社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

（注）保険の対象が乗車券等の場合は損害額とします。

(5) (2) または (4) ただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対して、保険金を請求することができます。

第22条（代位）

(1) 損害または費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権

（注）を取得した場合において、当会社がその損害または費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第23条（普通保険約款の適用除外）

(1) 第1章住宅内生活用動産補償条項から第10章救援者費用等補償条項までについて、下表の普通保険約款の規定は適用しません。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	① 第3条（保険金を支払わない場合－その1） ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2） ③ 第14条（職業または職務の変更に関する通知義務） ④ 第21条（被保険者による保険契約の解除請求） ⑤ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2) および(5) ⑥ 第27条（事故の通知） ⑦ 第28条（保険金の請求） ⑧ 第29条（保険金の支払時期） ⑨ 第32条（代位）
家族傷害保険普通保険約款	① 第3条（保険金を支払わない場合－その1） ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2） ③ 第5条（被保険者の範囲） ④ 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務） ⑤ 第22条（被保険者による保険契約の解除請求） ⑥ 第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(4) および(7) ⑦ 第29条（事故の通知） ⑧ 第30条（保険金の請求） ⑨ 第31条（保険金の支払時期） ⑩ 第34条（代位）

(2) この特約が傷害保険普通保険約款に付帯される場合、この特約については、普通保険約款第20条（重大事由による解除）(2) の規定により保険証券記載の被保険者が解除とならない場合については、次の規定は適用しません。

- ① 普通保険約款第26条（保険料の返還－解除の場合）(3)
- ② 長期保険特約第4条（保険料の返還－解除の場合）(3)

第24条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約が傷害保険普通保険約款に付帯される場合、この特約の次の補償条項については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章住宅内生活用動産補償条項から第5章借家人賠償責任補償条項まで
 - ア. 第12条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
 - イ. 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」、同条(5) 「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
 - ウ. 第20条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「損害を生じさせ」
 - エ. 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1)」とあるのは「生活総合保険特約第11章基本条項第16条（保険金の請求）(1)」
- ② 第6章修理費用補償条項から第10章救援者費用等補償条項まで
 - ア. 第12条（3）の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故により発生した費用」
 - イ. 第14条（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故が発生した後に」、同条(5) 「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による費用」
 - ウ. 第21条（1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「事故を生じさせ」
 - エ. 第33条の規定中「第30条（保険金の請求）(1)」とあるのは「生活総合保険特約第11章基本条項第16条（保険金の請求）(1)」

イ. 第13条（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故が発生した後に」、同条(5) 「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による費用」

ウ. 第20条（1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「事故を生じさせ」
エ. 第31条の規定中「第28条（保険金の請求）(1)」とあるのは「生活総合保険特約第11章基本条項第16条（保険金の請求）(1)」

(2) この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合、この特約の次の補償条項については、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章住宅内生活用動産補償条項から第5章借家人賠償責任補償条項まで
 - ア. 第13条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故による損害」
 - イ. 第14条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「損害の発生した後に」、同条(5) 「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による損害」
 - ウ. 第21条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「事故を生じさせ」
 - エ. 第33条の規定中「第30条（保険金の請求）(1)」とあるのは「生活総合保険特約第11章基本条項第16条（保険金の請求）(1)」
- ② 第6章修理費用補償条項から第10章救援者費用等補償条項まで
 - ア. 第13条（3）の規定中「事故による傷害」とあるのは「事故により発生した費用」
 - イ. 第14条（3）③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「事故が発生する前に」、同条(4) の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「事故が発生した後に」、同条(5) 「発生した傷害」とあるのは「発生した事故による費用」
 - ウ. 第21条（1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「事故を生じさせ」
 - エ. 第33条の規定中「第30条（保険金の請求）(1)」とあるのは「生活総合保険特約第11章基本条項第16条（保険金の請求）(1)」

第25条（重大事由解除に関する特則）

(1) 第1章住宅内生活用動産補償条項から第7章ホームヘルパー費用補償条項までおよび第9章ホールインワン・アルバトロス費用補償条項について、当会社は、下表の普通保険約款の「読み替える規定」欄の規定を下表の「読み替える内容」欄のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

普通保険約款	読み替える規定	読み替える内容	普通保険約款	読み替える規定	読み替える内容
傷害保険普通保険約款	第20条（重大事由による解除）(3)	(3)(1) または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。 ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害 ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害	傷害保険普通保険約款	第20条（重大事由による解除）(2)および(3)	(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。 ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。 ② この特約の保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。 (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。 (3)(1) または(2)の規定による解除が費用の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。
家族傷害保険普通保険約款	第21条（重大事由による解除）(3)	(3)(1) または(2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。 (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または費用については適用しません。 ① (1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害または費用 ② (1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害	家族傷害保険普通保険約款	第21条（重大事由による解除）(2)および(3)	(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。 ① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。 ② この特約の保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。 (注) ①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(2) 第8章キャンセル費用補償条項および第10章救援者費用等補償条項について、当会社は、下表の普通保険約款の「読み替える規定」欄の規定を下表の「読み替える内容」欄のとおり読み替え、(4)を追加してこの特約に適用します。

(3)(1) または(2)の規定による解除が費用の原因となる事故の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

第26条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

1. 第1章住宅内生活用動産補償条項、第2章携行品損害補償条項、第3章個人賠償責任補償条項、第4章借用物・受託物賠償責任補償条項および第5章借家人賠償責任補償条項の場合

提出書類	保険金種類	住宅内生活用動産	携行品損害	個人賠償責任	借用物・受託物賠償責任	借家人賠償責任
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める事故状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○			
5. 警察署の盜難届出証明書（盜難による損害の場合）		○	○		○	
6. 保険の対象の損害の程度を証明する書類		○	○			
7. 損害を証明する書類				○	○	○
8. 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額または費用を証明する書類（当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払う場合）				○		
9. 示談書またはこれに代わるべき書類				○	○	○
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○
11. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 第6章修理費用補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券

3. 当会社の定める事故状況報告書
4. 修理費用の支出を証明する書類
5. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
6. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合は、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

3. 第7章ホームヘルパー費用補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める傷害状況報告書
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
5. 家事従事者の傷害の程度を証明する被保険者以外の医師の診断書
6. 家事従事者の入院日数を記載した病院または診療所の証明書類
7. 雇用費用の支出を証明する書類
8. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
9. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合は、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

4. 第8章キャンセル費用補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 当会社の定める事故状況報告書
4. サービスに係る契約書または契約の事実を証明する書類
5. 被保険者が負担したキャンセル費用の額を証明する書類
6. 被保険者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
7. 死亡がキャンセル事由である場合には、死亡診断書または死体検査書
8. 入院日、入院日数および傷害または疾病の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書（入院がキャンセル事由である場合）
9. 疾病が保険責任の始期または保険料領収日のうちいずれか遅い日以降に発病していることを証明する被保険者以外の医師の診断書（死亡または入院の直接の原因が疾病である場合）

10. 当会社が被保険者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めるごとについての同意書
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
12. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合は、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

5. 第9章ホールインワン・アルバトロス費用補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 次の者すべてが署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 (1) 同伴競技者（公式競技の場合を除きます。） (2) 同伴キャディ。ただし、下記のもののいずれかを提出できる場合を除きます。 ① そのゴルフ場の使用人（注1）で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注2）した者1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 ② 公式競技に被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注2）したその公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 ③ ①および②に定める者のほか、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃（注2）した同伴競技者以外の第三者（注3）1名以上が署名または記名押印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書 ④ 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが客観的に確認できるビデオ映像等の記録媒体に記録された映像 (注1) 臨時雇いを含みます。 (注2) その場で実際に見ることをいいます。 (注3) 帯同者およびゴルフコンペ参加者を除きます。 (3) そのゴルフ場の責任者またはその業務を代行または行使する権限を有する者
4. 第9章ホールインワン・アルバトロス費用補償条項第5条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
5. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
6. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合は、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

6. 第10章救援者費用等補償条項の場合

提出書類
1. 保険金請求書
2. 保険証券
3. 被保険者が第10章救援者費用等補償条項第2条（保険金を支払う場合）①から④までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
4. 保険金の支払を受けようとする第10章第5条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
5. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
6. その他当会社が第11章基本条項第18条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

注 保険金を請求する場合は、上表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 住宅内生活用動産補償対象外特約

（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第1章住宅内生活用動産補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

3. 住宅内生活用動産費用保険金補償特約 （生活総合保険用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
失火見舞費用	次の①の事故によって②の損害が生じた場合に、それによって生ずる見舞金等の費用をいいます。 ① 保険の対象または保険の対象を収容する住宅から発生した火災、破裂または爆発（注1）。ただし、第三者（注2）の所有物で被保険者以外の者が占有する部分（注3）から発生した火災、破裂または爆発（注1）による場合を除きます。

② 第三者（注2）の所有物（注4）の滅失、破損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。
(注1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(注2) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。
(注3) 区分所有建物の共用部分を含みます。
(注4) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限ります。

損害保険金	補償条項第2条（保険金を支払う場合）の保険金（注）をいいます。 (注) 补償条項第6条（損害額の決定）(4)に規定する費用、同条（6）に規定する通貨もしくは預貯金証書の盗難、または補償条項第7条（保険金の支払額）(2)に規定する水害により支払われる保険金は含みません。
被災世帯	失火見舞費用に定める損害が生じた世帯または法人をいいます。
補償条項	生活総合保険特約第1章住宅内生活用動産補償条項をいいます。
臨時費用	損害保険金が支払われる事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、損害保険金が支払われる場合には、この特約に従い、次に掲げる費用保険金を支払います。

- ① 臨時費用に対して、臨時費用保険金を支払います。
- ② 残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- ③ 失火見舞費用に対して、失火見舞費用保険金を支払います。

第3条（費用保険金の支払額）

(1) 当会社は、補償条項の規定により支払われる損害保険金の30%に相当する額を、前条①の臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。

(2) 当会社は、補償条項の規定により支払われる損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を前条②の残存物取片づけ費用保険金として支払います。

(3) 当会社は、前条③の失火見舞費用保険金として、20万円に被災世帯の数を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、保険金額（注）の20%に相当する額を限度とします。

（注）保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険契約の目的に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき前条の費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、費用保険金の種類ごとに次の額から差し引いた額に対してのみ費用保険金を支払います。

- ① 臨時費用保険金の場合
1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円（注1）
 - ② 残存物取片づけ費用保険金の場合
残存物取片づけ費用の額
 - ③ 失火見舞費用保険金の場合
1回の事故につき、20万円（注2）に被災世帯の数を乗じて得た額
- （注1）他の保険契約等に、限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- （注2）他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および生活総合保険特約の規定を準用します。

4. 携行品損害補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第2章携行品損害補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

5. 個人賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第3章個人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

6. 借用物・受託物賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第4章借用物・受託物賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

7. 借家人賠償責任補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第5章借家人賠償責任補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

8. 修理費用補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第6章修理費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

9. ホームヘルパー費用補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第7章ホームヘルパー費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

10. キャンセル費用補償対象外特約

（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第8章キャンセル費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

11. ホールインワン・アルバトロス費用補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第9章ホールインワン・アルバトロス費用補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

12. 救援者費用等補償対象外特約（生活総合保険用）

当会社は、この特約により、生活総合保険特約第10章救援者費用等補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

13. 遭難搜索費用補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
搜索	遭難した被保険者を搜索、救出または移送することをいいます。
検索者	検索する活動に従事した者をいいます。
検索費用	検索に要した費用をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が日本国内において山岳登攀（注）の行程中に遭難したことによって支出した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金として支払います。

（注）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロックリング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(2) (1) の費用は、検索者に対し、検索費用のうち、検索者からの請求に基づき被保険者が支払った費用で、かつ、検索活動に必要であると認められる費用をいいます。

第3条（遭難の発生）

当会社は、被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族が次のいずれかに対し、被保険者の検索を依頼したことをもって、前条(1)の遭難が発生したものとみなします。

- ① 警察、消防団その他の公的機関
- ② 被保険者の所属する山岳会またはその他の山岳会
- ③ 有料遭難救助隊

第4条（被保険者が死亡した場合の保険金受取人）

当会社は、被保険者が死亡して発見された場合または第2条（保険金を支払う場合）の費用を検索者に対して支払う前に死亡した場合は、被保険者の法定相続人の

うち、その費用を負担した者に対し保険金を支払います。被保険者に法定相続人ない場合には、その者に代わって費用を負担した者に対し保険金を支払います。

第5条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注）の合計額が第2条（保険金を支払う場合）の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額（注）
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
第2条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注）を限度とします。
- （注）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第6条（当会社の責任限度額）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第7条（遭難発生時の義務）

（1）保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の遭難が発生した場合は、次に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に必要な一切の手段を講じること。
- ② 遭難発生の日時、場所、遭難の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所、氏名を遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について、遅滞なく、当会社に通知すること。
- ④ ①から③までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを作成した場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、そのための事実を含みます。

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、次の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① （1）①の場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② （1）②から④までの場合は、それによって当会社が被った損害の額

第8条（保険金の請求）

（1）この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、検索者からの請求に基づき被保険者が検索費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 遭難が発生したことおよび検索活動が行われたことを証明する書類
- ④ 検索費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ⑥ その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等

において定めたもの

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者をいいます。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、遭難の内容または検索活動の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条（保険金の支払時期）

（1）当会社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、遭難の原因、遭難発生の状況、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、遭難と費用との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したもののが有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項（注）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

（2）（1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3） 180日
- ② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における

る（1）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
④（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合（注）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

（注）必要な協力をわ行ななかつた場合を含みます。

(4) (1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内外において、日本国通貨をもって行うものとします。

第10条（代位）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

- ① 第27条（事故の通知）
- ② 第28条（保険金の請求）
- ③ 第29条（保険金の支払時期）
- ④ 第32条（代位）

第12条（普通保険約款およびこの特約の読み替え）

(1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第3条（保険金を支払わない場合ーその1）の規定中「生じた傷害」とあるのは「生じた費用」
- ② 第12条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「傷害に対しては」とあるのは「費用に対しては」
- ③ 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「遭難捜索費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）の遭難が発生する前に」、同条（4）の規定中「傷害の発生した後に」とあるのは「費用の原因となる遭難が生じた後に」、同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した遭難による費用」
- ④ 第20条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ」とあるのは「費用を生じさせ」

⑤ 第31条（時効）の規定中「第27条（保険金の請求）(1)」とあるのは「遭難捜索費用補償特約第8条（保険金の請求）(1)」
(2) この特約が国内旅行傷害保険特約に付帯されている場合には、第2条（保険金を支払う場合）(1) の規定中「この特約および普通保険約款」とあるのは「この特約、国内旅行傷害保険特約および普通保険約款」と、次条の規定中「普通保険約款」とあるのは「国内旅行傷害保険特約および普通保険約款」と読み替えるものとします。

(3) この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯されている場合には、第6条（当会社の責任限度額）の規定中「保険期間を通じ」とあるのは「積立型基本特約第1条（用語の定義）に規定する各保険年度ごとに」と読み替えるものとします。

第13条（重大事由解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第20条（重大事由による解除）(2) および(3) を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

- ① 被保険者が、(1) ③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。
- ② この特約の保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当すること。

（注）①の事由がある場合には、その被保険者に係る部分に限り、②の事由がある場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3)(1) または(2) の規定による解除が費用の原因となる遭難の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑤までの事由または(2) ①もししくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した遭難による費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が(1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより(1) または(2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者または保険金を受け取るべき者に生じた費用については適用しません。

第14条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

14. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	普通保険約款およびこの特約に基づく保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。 (注) その保険契約が終了日前に解除されていた場合には、その解除日とします。

特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条(定義等)第2項に定める一類感染症、同条第3項に定める二類感染症または同条第4項に定める三類感染症をいいます。
発病	その被保険者以外の医師の診断により認定されたものをいいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が日本国内または国外において保険期間中に特定感染症を発病した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合ーその1)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者の故意または重大な過失の場合は、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。また、この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合は、「保険契約者(注1)または被保険者」とあるのは「被保険者」とします。
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が葬祭費用保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の発病した特定感染症に限ります。
- ④ 被保険者に対する刑の執行
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 使用済燃料を含みます。

(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (保険金を支払わない場合ーその2)

(1) 当会社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合は適用しません。

第5条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日

からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款に規定する後遺障害等級表に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害保険金の額}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

(2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、発病の日からその日を含めて181日目におけるその被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

(3) 普通保険約款に規定する後遺障害等級表の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

(4) 同一の特定感染症の発病により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

① 普通保険約款に規定する後遺障害等級表の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合

② ①以外の場合で、普通保険約款に規定する後遺障害等級表の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

③ ①および②以外の場合で、普通保険約款に規定する後遺障害等級表の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。

④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} + \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

第6条 (入院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数(注)} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、被保険者に就業制限(注)が課された場合は、(1)の入院した場合に該当したものとみなします。

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条(就業

制限) 第2項の規定による就業制限をいいます。

(3) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条 (通院保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金としてその被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数(注)} = \text{通院保険金の額}$$

(注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(2) 当会社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

(3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条 (葬祭費用保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して、300万円を限度としてその費用の負担者に葬祭費用保険金を支払います。

(2) 他の保険契約等がある場合、当会社の支払う保険金の額は次に定める額とします。

① この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合

この保険契約の支払責任額(注)

② 他の保険契約等によりこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に支払われた場合

(1) の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。

(注) 他の保険契約等がないものとして算出したこの特約により支払うべき保険金の額をいいます。

第9条 (普通保険約款の支払保険金に関する特則)

(1) 普通保険約款の規定に基づき当会社が支払うべき死亡保険金の額は、保険金額から普通保険約款の後遺障害保険金の支払に関する規定およびこの特約の第5条(後遺障害保険金の支払)の規定に基づき支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。

(2) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。

(3) 第6条(入院保険金の支払)の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

(4) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被ったとしても、当会社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第10条 (発病の通知)

(1) 被保険者が特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、または被保険者の診断書もしくは死体検査書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) 第8条(葬祭費用保険金の支払)(1)の費用が発生した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (保険金の請求)

(1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

① 後遺障害保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者に後遺障害が生じた時
イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

② 入院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 被保険者が発病した特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時
イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

③ 通院保険金については、次のうちいずれか早い時
ア. 通院保険金の支払われる日数が90日に達した時
イ. 発病の日からその日を含めて180日を経過した時

④ 葬祭費用保険金については、保険契約者または被保険者の親族が葬祭費用を負担した時
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

- ① 保険金請求書
- ② 保険証券
- ③ 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その感染症の程度またはその感染症による後遺障害の程度を証明するその被保険者以外の医師の診断書
- ④ 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑤ 死亡診断書または死体検査書
- ⑥ 被保険者に就業制限(注)が課されたことおよびその日数を記載したその被保険者以外の医師または公的機関の証明書
- ⑦ 被保険者の戸籍謄本
- ⑧ 被保険者の印鑑証明書
- ⑨ 葬祭費用の支出を証明する書類

⑩ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）

⑪ その他当会社が普通保険約款の保険金の支払時期に関する規定に定める当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条（就業制限）第2項の規定による就業制限をいいます。

（3）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出で、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

（4）（3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

（5）当会社は、発病の状況または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（2）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（6）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合は（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、第10条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検査（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）収入の喪失を含みません。

第13条（代位）

（1）当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその発病した特定感染症について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

（2）（1）の規定にかかわらず、第8条（葬祭費用保険金の支払）の費用が生じたことにより保険契約者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得了した場合において、当会社がその費用に対して第8条の規定に基づき葬祭費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次

の額を限度とします。

① 当会社が費用の全額を葬祭費用保険金として支払った場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者または被保険者の親族が取得した債権の額から、葬祭費用保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

（3）（2）②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

（4）保険契約者および葬祭費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する（2）または（3）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	① 第3条（保険金を支払わない場合－その1） ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2） ③ 第5条（死亡保険金の支払） ④ 第6条（後遺障害保険金の支払） ⑤ 第7条（入院保険金および手術保険金の支払） ⑥ 第8条（通院保険金の支払） ⑦ 第10条（死亡の推定） ⑧ 第14条（職業または職務の変更に関する通知義務） ⑨ 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5） ⑩ 第27条（事故の通知） ⑪ 第28条（保険金の請求） ⑫ 第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求） ⑬ 第32条（代位）
家族傷害保険普通保険約款	① 第3条（保険金を支払わない場合－その1） ② 第4条（保険金を支払わない場合－その2） ③ 第6条（死亡保険金の支払） ④ 第7条（後遺障害保険金の支払） ⑤ 第8条（入院保険金および手術保険金の支払） ⑥ 第9条（通院保険金の支払） ⑦ 第11条（死亡の推定） ⑧ 第15条（職業または職務の変更に関する通知義務） ⑨ 第25条（保険料の返還または請求－本人の変更・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（4）および（7） ⑩ 第29条（事故の通知） ⑪ 第30条（保険金の請求） ⑫ 第32条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求） ⑬ 第34条（代位）

第15条（普通保険約款の読み替え）

(1) この特約が傷害保険普通保険約款に付帯される場合、この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第11条（他の身体の障害または疾病の影響）(1) の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、「同条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
 - ② 第12条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ③ 第13条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、「同条（4）の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、「同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ④ 第20条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または生じさせようと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようと」、「同条（2）②の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「同条（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「特定感染症（注1）の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者に発病した特定感染症」
 - ⑤ 第29条（保険金の支払時期）(1) ①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「特定感染症の発病の状況」、「同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」、「同条（1）（注）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(2) および（3）の規定による手続」、「同条（2）（注1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(2) および（3）の規定による手続」
 - ⑥ 第31条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1)」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(1)」
- (2) この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合、この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
- ① 第5条（被保険者の範囲）(2) の規定中「傷害の原因となった事故発生時」とあるのは「特定感染症の発病時」
 - ② 第12条（他の身体の障害または疾病的影響）(1) の規定中「被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った」および「同条の傷害を被った」とあるのは「特定感染症の発病の」、「事故」とあるのは「特定感染症」、「同条の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」、「同条（2）の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合」とあるのは「特定感染症が重大となった場合」
 - ③ 第13条（保険責任の始期および終期）(3) の規定中「生じた事故による傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ④ 第14条（告知義務）(3) ③の規定中「第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に」とあるのは「特定感染症の発病の前に」、「同条（4）の規定中「傷害の発生した」とあるのは「特定感染症の発病」、「同条（5）の規定中「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」
 - ⑤ 第21条（重大事由による解除）(1) ①の規定中「傷害を生じさせ、または

生じさせようと」とあるのは「特定感染症を発病させ、または発病させようと」、「同条（2）③および④の規定中「生じた傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「同条（3）の規定中「傷害（注1）の発生」とあるのは「特定感染症（注1）の発病」、「発生した傷害」とあるのは「発病した特定感染症」、「その家族に生じた傷害」とあるのは「その家族に発病した特定感染症」、「その被保険者に生じた傷害」とあるのは「その被保険者に発病した特定感染症」

- ⑥ 第31条（保険金の支払時期）(1) ①の規定中「事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無」とあるのは「特定感染症の発病の状況」、「同条（1）③の規定中「傷害の程度、事故と傷害との関係」とあるのは「特定感染症の程度」、「同条（1）（注）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(2) および（3）の規定による手続」、「同条（2）（注1）の規定中「前条（2）および（3）の規定による手続」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(2) および（3）の規定による手続」

- ⑦ 第33条（時効）の規定中「第30条（保険金の請求）(1)」とあるのは「特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約第11条（保険金の請求）(1)」

第16条（重大事由解除に関する特則）

(1) この特約が傷害保険普通保険約款に付帯される場合、当会社は、第8条（葬祭費用保険金の支払）に該当したときは、普通保険約款第20条（重大事由による解除）(2) および（3）を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

(2) 当会社は、葬祭費用保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3)(1) または（2）の規定による解除が葬祭費用の原因となる特定感染症の発生した後になされた場合であっても、第22条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から⑥までの事由または（2）の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した特定感染症による葬祭費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または葬祭費用保険金を受け取るべき者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、（3）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない葬祭費用保険金を受け取るべき者に生じた葬祭費用については適用しません。

(2) この特約が家族傷害保険普通保険約款に付帯される場合、当会社は、第8条（葬祭費用保険金の支払）に該当したときは、普通保険約款第21条（重大事由による解除）(2) および（3）を次のとおり読み替え、(4) を追加してこの特約に適用します。

(2) 当会社は、葬祭費用保険金を受け取るべき者が、(1) ③アからオまでのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

（注）その葬祭費用保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

(3)(1) または(2)の規定による解除が葬祭費用の原因となる特定感染症の発生した後になされた場合であっても、第24条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した特定感染症による葬祭費用に対しても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または葬祭費用保険金を受け取るべき者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない葬祭費用保険金を受け取るべき者に生じた葬祭費用については適用しません。

第17条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

15. 天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、下表の普通保険約款の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第3条（保険金を支払わない場合－その1)(1)⑩および⑪
家族傷害保険普通保険約款	
交通事故傷害保険普通保険約款	第3条（保険金を支払わない場合－その1)(1)⑨および⑪
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	
学生総合保険普通保険約款	第2章傷害補償条項第2条（保険金を支払わない場合－その1)(1)⑩および⑪

第2条（保険金の支払時期の特則）

(1) 当会社は、この特約により保険金を支払う場合で、(2)に規定する特別な調査が不可欠なときは、下表の普通保険約款の規定に加えて(2)の規定を適用するものとします。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第29条（保険金の支払時期)(2)①から⑤まで
交通事故傷害保険普通保険約款	
家族傷害保険普通保険約款	第31条（保険金の支払時期)(2)①から⑤まで
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	
学生総合保険普通保険約款	第7章基本条項第23条（保険金の支払時期)(2)①から⑤まで

(2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における下表の普通保険約款の事項の確認のための調査 365日

普通保険約款	対象の事項
傷害保険普通保険約款	第29条（保険金の支払時期)(1)①から④まで
交通事故傷害保険普通保険約款	
家族傷害保険普通保険約款	第31条（保険金の支払時期)(1)①から④まで
ファミリー交通傷害保険普通保険約款	
学生総合保険普通保険約款	第7章基本条項第23条（保険金の支払時期)(1)①から⑤まで

16. 特別危険補償特約

(1) 当会社は、この特約により、下表の普通保険約款の規定に該当する間に生じた事故によって被った普通保険約款に規定する傷害に対しても、保険契約者があらかじめそれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っている場合は、保険金を支払います。

普通保険約款	対象の規定
傷害保険普通保険約款	第4条（保険金を支払わない場合－その2)①または②
学生総合保険普通保険約款	第2章傷害補償条項第3条（保険金を支払わない場合－その2)①または②

(2) 当会社は、国内旅行傷害保険特約が付帯されている保険契約にこの特約が付帯された場合は、この特約により、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2)①に該当する間に生じた事故によって被った国内旅行傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）の傷害に対しても、保険契約者があらかじめそれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っている場合は、保険金を支払います。

(3) 当会社は、救援者費用等補償特約（国内旅行傷害保険用）が付帯されている保険契約にこの特約が付帯された場合は、この特約により、普通保険約款別表1に掲げる運動等を行っている間に生じた事故によって保険事故のいずれかに該当したことにより発生した救援者費用等補償特約（国内旅行傷害保険用）第2条（保険金を支払う場合）の費用に対しても、保険契約者があらかじめそれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っている場合は、保険金を支払います。

(4) 当会社は、医療費用補償特約が付帯されている保険契約にこの特約が付帯された場合は、この特約により、医療費用補償特約第4条（保険金を支払わない場合－その2)①または②に該当する間に生じた事故によって被った傷害による同特約第2条（保険金を支払う場合）の入院に対しても、保険契約者があらかじめそれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っている場合は、保険金を支払います。

17. 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

18. 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

19. 死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

20. 死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

21. 死亡保険金のみの支払特約

第1条（死亡保険金のみの支払）

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金のみを支払うものとします。

第2条（普通保険約款の読み替え）

当会社は、この特約により、下表の普通保険約款の「読み替える規定」欄の規定を下表の「読み替える内容」欄とのおり読み替えて適用します。

普通保険約款	読み替える規定	読み替える内容
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険	普通保険約款第16条（保険契約の無効）②	② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、その者の同意を得なかつた場合
普通保険約款	普通保険約款第33条（死亡保険金受取人の変更）(7)	(7)(2)および(5)の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款	普通保険約款第17条（保険契約の無効）②	② この保険契約の被保険者となることについて、保険契約者以外の被保険者の同意を得なかつた場合
	普通保険約款第35条（死亡保険金受取人の変更）(8)	(8)(2)および(6)の規定による死亡保険金受取人の変更は、その被保険者の同意がなければ効力を生じません。

22. 後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

23. 後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

24. 後遺障害保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、後遺障害保険金のみを支払うものとします。

25. 入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金については、入院保険金、手術保険金および通院保険金のみを支払うものとします。

26. 入院保険金および手術保険金のみの支払特約

当会社は、この特約により、普通保険約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金については、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

27. 就業中のみの危険補償特約

当会社は、この特約により、被保険者がその職業または職務に従事している間(注)に被った傷害に限り、保険金を支払います。

(注) 通勤途上を含みます。

28. 就業中の危険補償対象外特約

当会社は、この特約により、被保険者(注1)がその職業または職務に従事している間(注2)に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) この特約が家族傷害保険普通保険約款またはファミリー交通傷害保険普通保険約款に付帯される場合には、本人とします。

(注2) 通勤途上を含みません。

29. 保険料分割払特約（一般）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
未払込保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込まなければなりません。
 - ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
 - ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
- (2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
 - ① (1) ①の追加保険料および(1) ②の第1回追加保険料は、当会社が請求した日
 - ② (1) ②の第2回目以降の追加保険料は、①以降に到来する分割保険料の払込期日
- (3) 保険契約者が(2) ①の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。
- (4) (2) ②の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第8条（解

除一分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款 学生総合保険普通保険約款 こども総合保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款 自転車総合保険（バイクロジャー保険）普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が

- (1) の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第8条（解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
 - ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合に

は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

30. 保険料分割払特約（団体）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	払込期日の翌月の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをおいいます。
未払保険料	年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、被保険者ごとの保険料相当額をその負担者から集金する団体の場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の払込期日が保険期間の初日の属する月の翌月末までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかつたことによるときは、第3回分割保険料の払込期日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかつた理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。なお、この場合であっても第2回分割保険料以外の払込期日は変更しません。

第4条（第1回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、第1回分割保険料領収前に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第9条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次のいずれかに定める方法により、当会社に払い込まなければなりません。

- ① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
- ② 追加保険料を、未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割

して当会社に払い込むこと。

(2) 保険契約者は、次に定める払込期日までに追加保険料を払い込まなければなりません。

① (1) ①の追加保険料および(1) ②の第1回追加保険料は、当会社が請求した日

② (1) ②の第2回目以降の追加保険料は、①以降に到来する分割保険料の払込期日

(3) 保険契約者が(2) ①の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款の追加保険料ごとの規定を適用します。

(4) (2) ②の追加保険料においては、その追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）および第8条（解除一分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款 交通事故傷害保険普通保険約款 学生総合保険普通保険約款 こども総合保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 ファミリー交通傷害保険普通保険約款 自転車総合保険（バイコロジー保険）普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（第2回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末を経過した後もその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による傷害、損害、損失または費用に対しては、保険金を支払いません。

(2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が（1）の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかつたと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第8条（解除一分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 第1回分割保険料が第3条（分割保険料の払込み）(1) の規定に従い払込みがない場合

② 第2回目以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

③ 第2回目以降の分割保険料について、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払

込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

- (2) (1) の解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
- ① (1) ①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② (1) ②による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
 - ③ (1) ③による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
- (3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。
- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
 - ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第9条（保険料の返還または請求）

普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

31. 保険料支払に関する特約

第1条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行なう最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

第2条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害、損害、消失または費用に対しては、保険金を支払いません。

第3条（解除・保険料不払の場合）

当会社は、保険契約者が第1条（保険料の払込み）の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条（保険契約解除の効力）

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遅延してその効力を生じます。

32. 団体扱に関する特約（一般A）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。

団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）法人・個人の別を問いません。
特約解除日	第8条（特約の失効または解除）(2) の規定により特約が解除された日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注1）に勤務し、毎月その企業体（注1）から給与の支払を受けていること。
 - ② 次のいずれかの契約が締結されていること。
 - ア. 団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
 - イ. 職域労働組合等（注2）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等（注2）がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 - イ. 集金者が職域労働組合等（注2）である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
- （注1）法人・個人の別を問いません。
- （注2）団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。（注）
- ② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
（注）基本特約付帯契約の場合を除きます。

(2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条（1）①の場合の保険料または同条（1）②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害について

は、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第14条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
- ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合

(2) 次のいずれかの保険契約の場合において、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満であるときには、当会社は、この特約を解除することができます。なお、1団体で複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約における保険契約者の人数の合計とします。

- ① 基本特約付帯保険契約
- ② 傷害総合保険普通保険約款に基づく保険契約
(注) ①および②の保険契約以外の保険契約者を含み、同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1)の事実が発生した場合は(2)の規定により当会社が特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内（注1）に、同条(2)の規定により特約が解除された場合は特約解

除日から1か月以内（注2）に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 基本特約付帯保険契約の場合には、特約解除日の属する月の翌月末日までとします。

第10条（特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または特約解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条（解除-特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払込保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(3)および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条(3)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または特約解除日」

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日もしくは特約解除日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条（特約の失効または解除）(1)の規定により特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定により特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条（特約の失効の特例）

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する月の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(2)の規定を準用するものとします。

第14条（保険料の返還または請求）

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

33. 団体扱に関する特約（一般B）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
勤務事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第8条（特約の失効または解除）（1）①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
特約解除日	第8条（特約の失効または解除）（2）の規定により特約が解除された日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注）に勤務し、毎月その企業体（注）から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
 - ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 勤務事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
 - (注) 法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。
 - ① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。（注）
 - ② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
(注) 基本特約付帯契約の場合を除きます。
- (2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。
 - ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むこと。ただし、保険契約者が勤務事業所におい

て当会社と団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結していた場合であって、かつ、その保険契約の保険期間の末日（注）をこの保険契約の保険期間の初日とするときには、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができるものとします。

- ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

(注) その保険契約が保険期間の中途で解除された場合には、その解除日とします。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条（1）①の場合の保険料または同条（1）②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

- (1) 当会社が第14条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条（保険金支払後の保険契約）（2）の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者が勤務事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
 - ③ 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかつた場合
 - ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかつた場合
- (2) 次のいずれかの保険契約の場合において、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注）が10名未満であるときには、当会社は、この特約

を解除することができます。なお、1団体で複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約における保険契約者の人数の合計とします。

- ① 基本特約付帯保険契約
- ② 傷害総合保険普通保険契約に基づく保険契約

(注) ①および②の保険契約以外の保険契約者を含み、同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と數えます。

(3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社が特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内(注1)に、同条(2)の規定により特約が解除された場合は特約解除日から1か月以内(注2)に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。

(注1) 基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 基本特約付帯保険契約の場合には、特約解除日の属する月の翌月末日までとします。

第10条 (特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または特約解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条 (解除-特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合)

(1) 当会社は、第9条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払込保険料について基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(3)および同第6条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条(3)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日または特約解除日」

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日もしくは特約解除日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1)の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定により特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定により特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条 (特約の失効の特例)

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(2)の規定を準用するものとします。

第14条 (保険料の返還または請求)

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

34. 団体扱に関する特約 (一般C)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第8条(特約の失効または解除)(1)①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1)②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体(注)をいいます。 (注) 法人・個人の別を問いません。
特約解除日	第8条(特約の失効または解除)(2)の規定により特約が解除された日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体(注)に勤務し、毎月その企業体(注)から給与の支払を受けていること。

- ② 団体に勤務している者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている団体、労働組合または共済組織と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
- ア. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
- イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
- (注) 法人・個人の別を問いません。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。(注)

② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(注) 基本特約付帯契約の場合を除きます。

(2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)①の場合の保険料または同条

(1) ②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第14条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1 家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発

行しません。

第8条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1ヶ月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除された場合

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1ヶ月以内に指定口座から振り替えられなかった場合

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 次のいずれかの保険契約の場合において、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満であるときには、当会社は、この特約を解除することができます。なお、1団体で複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約における保険契約者の人数の合計とします。

① 基本特約付帯保険契約

② 傷害総合保険普通保険約款に基づく保険契約

(注) ①および②の保険契約以外の保険契約者を含み、同一の保険契約者が複数の団体扱いに係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1) ①もしくは④の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社が特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

保険契約者は、前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1ヶ月以内(注1)に、同条(2)の規定により特約が解除された場合は特約解除日から1ヶ月以内(注2)に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末までとします。

(注2) 基本特約付帯保険契約の場合には、特約解除日の属する月の翌月末日までとします。

第10条（特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または特約解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条（解除・特約の失効または解除による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払込保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(3)および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 基本特約第4条(3)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または特約解除日」

(2) (1)の解除の効力は、集金不能日等もしくは特約解除日またはこの保険契約

の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。
(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額
- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1)の規定により特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定により特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条 (特約の失効の特例)

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込みなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込については、基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(2)の規定を準用するものとします。

第14条 (保険料の返還または請求)

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第15条 (退職者に対する特則)

(1) 第2条(この特約の適用条件)の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) (1)の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当会社は、第8条(特約の失効または解除)(1)③の事実が発生したことによる同条(1)の規定を適用しません。

35. 団体扱に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約」による保険料集金契約をいいます。

集金不能日	第8条(特約の失効)(1)①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となつた最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社等の団体をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第3条 (保険料の払込方法)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。(注)
- ② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(注) 基本特約付帯保険契約の場合を除きます。

(2) (1)の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1)①の場合の保険料または(1)②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。
- ② (1)②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込むこと。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)①の場合の保険料または同条(1)②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

(1) 当会社が第14条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条(保険金支払後の保険契約)(2)の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、その他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
- ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2) (1) ①の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1) の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は、集金不能日から1か月以内（注）に未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注）基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日の属する月の翌月末日までとします。

第10条（特約の失効による未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約の失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払込保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(3) および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条（3）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

- ② 基本特約第6条（1）の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日」

(2) (1) の解除の効力は、集金不能日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

- ① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額

- ② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条（特約の失効）(1) の規定により特約が効力を失ったときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1) 以外の払込方法とすることができます。

第13条（特約の失効の特例）

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する月の前々月の給与支払日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(2) の規定を準用するものとします。

第14条（保険料の返還または請求）

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

36. 団体扱に関する特約（口座振替方式）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効）(1) ①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となつた最初の集金日をいい、同条（1）②から④までのいずれかの事実の場合は、その事が発生した日をいいます。
退職者	退職によりその団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が官公署に勤務し、毎月その官公署から給与の支払を受けている

こと。

- ② 団体または団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - A. 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
 - イ. Aにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第3条（保険料の払込方法）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの方法により払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。(注)
- ② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。

(注) 基本特約付帯契約の場合を除きます。

(2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1)①の場合の保険料または同条(1)②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条（追加保険料の払込み）

(1) 当会社が第14条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が(1)の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条（死亡保険金支払の場合の保険料払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払込分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条（保険金支払後の保険契約）(2)の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してこれを発

行しません。

第8条（特約の失効）

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から振り替えられなかった場合
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなつた場合
- ④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなつた旨の通知を受けた場合

(2) (1) ①または④の事実が発生した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）

前条(1)の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は、集金不能日等から1か月以内(注)に未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注) 基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日までにとします。

第10条（特約の失効による未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条（解除－特約の失効による未払込保険料不払の場合）

(1) 当会社は、第9条（特約の失効後の未払込保険料の払込み）に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払込保険料について基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(3)および同第6条（保険料の振替貸付）の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

- ① 基本特約第4条(3)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」
- ② 基本特約第6条(1)の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等」

(2) (1) の解除の効力は、集金不能日等またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額

② 未払込保険料がある場合は、その未払込保険料の額

第12条（特約の失効後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条（特約の失効）(1)の規定により特約が効力を失ったときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条（特約の失効の特例）

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ

反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まれなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(2)の規定を準用するものとします。

第14条（保険料の返還または請求）

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

第15条（退職者に対する特則）

(1) 第2条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、団体が退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、団体の退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、その保険契約者がその構成員となっていた団体、労働組合または共済組織と当会社との間に保険料集金契約が締結されており、保険契約者が、集金者に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾しているときに限り、この特約を適用することができます。

- ① 指定口座から、口座振替により、集金日に保険料を集金すること。
- ② ①により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

(2) (1) の規定により、保険契約者が団体の退職者である場合は、当会社は、第8条（特約の失効）(1) ③の事実が発生したことによる同条(1) の規定を適用しません。

37. 団体扱における追加保険料に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
基本特約	積立型基本特約をいいます。
団体扱特約	団体扱に関する特約（一般A）、団体扱に関する特約（一般B）、団体扱に関する特約（一般C）、団体扱に関する特約または団体扱に関する特約（口座振替方式）をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に、団体扱特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
- ② 保険契約者または被保険者が、承認請求等（注）を、書面またはファクシミリ等の通信手段により当会社に行なうこと。
- （注）保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更を行うための申出、通知または承認の請求をいいます。

第3条（追加保険料の払込みの特則）

(1) 団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）(1) の規定にかかわらず、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を払い込むことができます。

(2) (1) の規定により追加保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込んでいる場合は、(1) の追加保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② 年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1) の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むこと。

第4条（団体扱特約の失効または解除の場合の取扱い）

団体扱特約がその規定により効力を失った場合または解除された場合の取扱いにおける未払込保険料には、未払込の追加保険料を含むものとします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、団体扱特約の規定を準用します。

38. 集団扱に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
基本特約	積立型基本特約をいいます。
集金契約	「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
集金不能日等	第8条（特約の失効または解除）(1) ①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同条(1) ②または③のいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
集団	保険証券記載の集団をいいます。
特約解除日	第8条（特約の失効または解除）(2) の規定により特約が解除された日をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
未払込保険料	年額保険料から、既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいい、基本特約付帯保険契約の場合には、その保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が集団の構成員（注）であること。
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のこととを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金日までに保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。
 - （注）その集団自身およびその集団を構成する集団の構成員を含みます。

第3条（保険料の払込方法）

- （1）当会社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を次に定めるいずれかの

方法により払い込むことを承認します。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込むこと。(注)
 - ② 年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこと。
- (注) 基本特約付帯契約の場合を除きます。

(2) (1) の規定により保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、保険料を払い込まなければなりません。

- ① (1) ①の場合の保険料または(1) ②の場合の第1回保険料は、保険契約の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
- ② (1) ②の場合の第2回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第4条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、前条(1) ①の場合の保険料または同条(1) ②の場合の第1回保険料領収前に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第5条 (追加保険料の払込み)

- (1) 当会社が第14条(保険料の返還または請求)の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1) の追加保険料の払込みを怠った場合の取扱いについては、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の追加保険料ごとの規定を適用します。

第6条 (死亡保険金支払の場合の保険料払込み)

年額保険料の払込みを完了する前に、当会社が下表の普通保険約款または特約が付帯された保険契約において「対象の傷害」欄の傷害が生じた場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、下表の「対象者」欄の者の未払分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、基本特約第11条(保険金支払後の保険契約)(2) の規定によるものとします。

普通保険約款または特約	対象の傷害	対象者
傷害保険普通保険約款	死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべき被保険者
家族傷害保険普通保険約款 被保険者の範囲変更に関する特約	1家族全員について、死亡保険金を支払うべき傷害	その保険金が支払われるべきその家族

第7条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第8条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかつた場合
- ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を

行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 次のいずれかの保険契約の場合において、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数(注)が10名未満であるときには、当会社は、この特約を解除することができます。なお、1団体で複数の集金契約を締結している場合には、それぞれの集金契約における保険契約者の人数の合計とします。

- ① 基本特約付帯保険契約
 - ② 傷害総合保険普通保険約款に基づく保険契約
- (注) ①および②の保険契約以外の保険契約者を含み、同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1) ①もしくは③の事実が発生した場合または(2) の規定により当会社が特約を解除した場合は、当会社は、遅滞なく、書面をもって保険契約者に対し、その旨を通知します。

第9条 (特約の失効または解除後の未払保険料の払込み)

保険契約者は、前条(1) の規定により特約が効力を失った場合は集金不能日等から1か月以内(注1) に、同条(2) の規定により特約が解除された場合は特約解除日から1か月以内(注2) に未払保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

(注1) 基本特約付帯保険契約の場合には、集金不能日等の属する月の翌月末日までとします。

(注2) 基本特約付帯保険契約の場合には、特約解除日の属する月の翌月末日までとします。

第10条 (特約の失効または解除による未払保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または特約解除日から未払保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による傷害または損害については、保険金を支払いません。

第11条 (解除-特約の失効または解除による未払保険料不払の場合)

(1) 当会社は、第9条(特約の失効または解除後の未払保険料の払込み)に定める期間内に未払保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、基本特約付帯保険契約の場合においては、未払保険料について基本特約第4条(第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力)(3) および同第6条(保険料の振替貸付)の規定を準用します。この場合、基本特約を次のとおり読み替えるものとします。

① 基本特約第4条(3) の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」

② 基本特約第6条(1) の規定中「払込猶予期間」とあるのは「集金不能日等または特約解除日からその日の属する月の翌月末日までの期間」、「払込期日」とあるのは「集金不能日等または特約解除日」

(2) (1) の解除の効力は、集金不能日等もしくは特約解除日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみ生じます。

(3) (1) の規定により当会社が保険契約を解除した場合で、次の①の額が②の額を上回るときは、その差額を返還します。

① 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく1か年分保険料から、その保険料の既経過期間に相当する部分を差し引いた残額

② 未払保険料がある場合は、その未払保険料の額

第12条 (特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法)

(1) 基本特約付帯保険契約の場合において、第8条(特約の失効または解除)(1) の規定により特約が効力を失ったときまたは同条(2) の規定により特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、このときの払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。

(2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法とすることができます。

第13条 (特約の失効の特例)

基本特約付帯保険契約の場合において、この特約は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、保険期間の満了する日の属する月の前々月の集金日から将来に向かってその効力を失います。この場合、保険契約者は、この特約の失効した日の属する月の翌々月末日までに未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。ただし、この未払込保険料の払込みについては、基本特約第4条（第2回以後の保険料の払込猶予および保険契約の効力）(2)の規定を準用するものとします。

第14条 (保険料の返還または請求)

普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当会社は、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、保険料を返還または請求します。

39. 集団扱における追加保険料に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
覚書	集団扱保険料集金に関する契約書に係わる覚書をいいます。
基本特約	積立型基本特約をいいます。

第2条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に、集団扱に関する特約が適用されており、集金者と当会社との間に覚書が締結されていること。
- ② 保険契約者または被保険者が、承認請求等（注）を、書面またはファクシミリ等の通信手段により当会社に行うこと。

（注）保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更を行うための申出、通知または承認の請求をいいます。

第3条 (追加保険料の払込みの特則)

(1) 集団扱に関する特約第5条（追加保険料の払込み）(1)の規定にかかわらず、普通保険約款、基本特約または生活総合保険特約に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金契約および覚書に定めるところにより、集金者を経て追加保険料を払い込むことができます。

(2) (1)の規定により追加保険料を払い込む場合は、保険契約者は、次に定めるところにより、追加保険料を払い込まなければなりません。

- ① 年額保険料の全額を一時に払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むこと。
- ② 年額保険料を分割して払い込んでいる場合は、(1)の追加保険料の全額を一時に払い込むか、または未経過期間等により当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むこと。

第4条 (集団扱に関する特約の失効または解除の場合の取扱い)

集団扱に関する特約がその規定により効力を失った場合または解除された場合の取扱いにおける未払込保険料には、未払込の追加保険料を含むものとします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、集団

扱に関する特約の規定を準用します。

40. 賠償事故解決に関する特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。
免責金額	第2条（賠償事故の範囲）に掲げる補償条項および特約の規定に基づく損害ごとに、それぞれ保険証券記載のものまたはこの特約が付帯された補償条項および特約で定められたものをいいます。

第2条 (賠償事故の範囲)

この特約における賠償事故とは、次に掲げる補償条項および特約において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して当会社が保険金を支払うことを定めた場合のその損害の原因となる事故をいいます。

生活総合保険特約第3章個人賠償責任補償条項

第3条 (当会社による援助)

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故（注1）にかかる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注2）について協力または援助を行います。

（注1）被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。以下この特約において同様とします。

（注2）弁護士の選任を含みます。

(2) (1)に規定する協力または援助は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

第4条 (当会社による解決)

(1) 被保険者が日本国内において発生した賠償事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

(2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

(3) 当会社は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

- ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当会社と日本国内で直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負

担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
(4) (1) に規定する折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）は、日本国内に所在する損害賠償請求権者または日本国内に所在するその者の代理人に対してのみ、かつ、日本国内においてのみ行います。

（注）弁護士の選任を含みます。

第5条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払べき保険金の額（注）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がないこと

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\begin{array}{rcl} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} & - & \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額} \\ & - & \text{免責金額} = \text{損害賠償額} \end{array}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または(7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行ふことはできず、また当会社は(2)の規定にかかる限り損害賠償額を支払いません。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

① (2) の④のいずれかに規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) (6) の②または③のいずれかに該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

（注）同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第6条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。

① 損害賠償額の請求書

② 死亡に関する支払われる損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本

③ 後遺障害に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類

④ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類

⑥ 他人の財物の損壊に係る損害賠償額の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）画像データを含みます。

(2) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注）または②以外の3親等内の親族

（注）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りります。

(3) (2) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 損害賠償請求権者が、正当な理由なく(4)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損

害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

(6) 当会社は、前条(2)または(6)のいずれかに該当する場合は、請求完了日

(注)からその日を含めて30日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。

① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実

② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容

④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
(注) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(7) (6)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(6)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

① (6)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会(注3) 180日

② (6)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日

③ (6)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日

④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(6)の事項の確認のための調査 60日

⑤ (6)の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 損害賠償請求権者が(1)および(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(8) (6)および(7)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、(6)または(7)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第7条(仮払金および供託金の貸付け等)

(1) 第3条(当会社による援助)または第4条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注)の範囲内で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供

託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(注) 同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(2) (1)の③により当会社が供託金を貸付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

(注) 利息を含みます。

(3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①または②の規定は、その貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)のただし書

② 第5条(7)のただし書

(注) 利息を含みます。

(4) (1)の供託金(注1)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注1)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注1)または貸付金(注2)が保険金として支払われたものとみなします。

(注1) 利息を含みます。

(注2) 利息を含みます。

(5) 第2条(賠償事故の範囲)に掲げる補償条項および特約の保険金の請求に関する規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付け金が保険金として支払われたものとみなします。

第8条(損害賠償請求権の行使期限)

第5条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

41. 電車等運行不能に対する賠償責任追加補償特約

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 特定の者への伝達を含みます。

軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェー、いすゞリフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
事故	賠償責任補償に関する特約等で規定する事故をいいます。
賠償責任補償に関する特約等	第2条（賠償責任補償に関する特約等）に掲げる補償条項および特約をいいます。

第2条（賠償責任補償に関する特約等）

この特約において、賠償責任補償に関する特約等とは、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う次に掲げる補償条項および特約をいいます。

生活総合保険特約第3章個人賠償責任補償条項

第3条（保険金を支払う場合）

この特約により、賠償責任補償に関する特約等で規定する損害には、日本国内において生じた事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を含むものとします。

第4条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故により軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能が発生したことを知った場合は、賠償責任補償に関する特約等に規定する事故発生時の義務を履行しなければなりません。

第5条（保険金または損害賠償額の請求）

- (1) 第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、賠償責任補償に関する特約等に定める保険金の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。
- (2) 第3条（保険金を支払う場合）に定める損害について、賠償事故解決に関する特約に基づき、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払を請求する場合は、同特約に定める損害賠償額の請求に必要な書類または証拠のほか、当会社の求めに応じて、損害が発生した事実を確認できる書類およびその損害の額を確認できる書類を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯された普通保険約款および特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

事故の受付窓口

電話で事故連絡

事故受付センター

0120-210-545 (通話料無料)

受付時間：24時間・365日

*携帯電話からもご利用になれます。

ネットで事故連絡（二次元コード）



簡単にお手続きいただけます。

ご相談・苦情受付窓口

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

当社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は、以下にご連絡ください。

お客様相談室

0120-333-962 (通話料無料)

受付時間：9:00～12:00 13:00～18:00

[月～金曜日（祝日・休日および年末年始を除く）]

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 (全国共通)

(受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

信頼される安心を、社会へ。

SECOMセコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

<https://www.secom-sonpo.co.jp/>